

五、司法書士法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。法務委員長鴨田宗一君。

民事執行法案及び同報告書
仮登記担保契約に関する法律案及び同報告書
司法書士法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔鴨田宗一君登壇〕

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました三法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、民事執行法案について申し上げます。

本案は、判決等の債務名義に基づく強制執行と抵当権等の担保権の実行としての競売とを統合した単独法を制定し、債務者その他の利害関係人の利害を調整しつつ、執行手続の改善及び執行の適正、迅速化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、執行裁判所の決定に対する不服申し立てとしての執行抗告は、特定定めるものに限ることとし、また、強制執行の停止についても合理的な制限を加えることとする。

第二に、配当要求の制度を改善し、配当要求債権者を原則として債務名義を有する債権者等に限ることとし、また、不動産の競売については、執行官の現況調査権限を強化し、目的不動産の権利関係を明らかにした物件明細書を作成することとし、代金不納付による再競売を防止するため次順位を受けの申し出を認めることとする。

第三に、不動産等に対する担保権実行の要件と手続を整備し、競売による所有権取得の効果は、担保権の不存在、消滅により覆滅しないこととする。

施する司法書士試験に合格した者及び裁判所事務官

第四に、債務者の保護を図るため、動産、債権差し押さえ禁止の範囲を合理化するとともに、執行裁判所が債務者の生活の状況を考慮して差し押さえの禁止の範囲の拡大、減縮ができることとする等であります。

次に、仮登記担保契約に関する法律案について申し上げます。

本案は、いわゆる仮登記担保契約の法律関係を明確にし、債務者の保護を図るとともに、債権者及び利害関係人の利害を合理的に調整しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、不動産の所有権の取得を目的とする仮登記担保契約がされている場合、債権者は債務者等に対し清算金の額等を通知し、かつ、その通知が債務者等に到達した日から二月の清算期間が経過しなければ、その所有権を取得することができないこととする。

第二に、清算期間が経過したときにおいて不動産の価額が債権額等を超えるときは、債権者は、その超過額相当分を清算金として債務者等に支払うべきものとする。

第三に、担保登記後、抵当権等の登記を受けた後順位担保権者は、清算金等について通知を受けるべきものとし、通知を受けたその額に不満がないれば、債務者等の清算金請求権に対し、物上代位することができることとし、また、通知を受けたその額に不満があれば、不動産の競売を請求することができます。

最後に、司法書士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、司法書士の制度の充実強化を図るたために、その職責、業務等に関する規定を整備しよろとあるものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、司法書士となる資格は、法務大臣が実務大蔵が司法書士となるのに必要な知識、能力を有すると認定した者に付与することとし、これに伴い、司法書士試験に関する規定及び司法書士の登録に関する諸規定を設けることとする。

第二に、司法書士の制度の目的及び職責を規定するとともに、司法書士の業務、欠格事由等に関する規定を整備することとする。

第三に、司法書士会によるその所属会員に対する注意勧告及び日本司法書士会連合会の法務大臣に対する建議等につき規定を設けることとする等であります。

当委員会におきましては、六月二日右三法律案の提案理由の説明を聴取した後、慎重審査を行いましたが、民事執行法案の審査の過程において、第五十五条を削除し、第七十七条を修正または削除すべきである等の意見がありました。

これらの点について民事執行法施行法案の提案の際、十分配慮することについて政府の所見を求めていたところ、法務大臣から、委員会の要望に沿って善処する旨の答弁がありました。

かくて、去る八日質疑を終了し、直ちに採決の結果、民事執行法案は多数をもって、仮登記担保契約に関する法律案及び司法書士法の一部を改正する法律案については全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、司法書士法の一部を改正する法律案に対して附帯決議が付されましたことを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第六、日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長松本七郎君。

○松本七郎君登壇

○松本七郎君 ただいま議題となりました日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から提出された日本放送協会の昭和五十年度決算書類であります。

ですが、これによれば、昭和五十年度末現在において、資産総額一千四百七十一億二千九百万円、負債総額七百三十一億三千七百六十円、資本総額七百三十九億九千二百万円となっています。また、損益は、経常事業収入一千三百十三億七千四百四十円に対し、経常事業支出一千四百九十三億四千四百円

九億七千万円の欠損となつております。これに特別収入及び特別支出を含めた事業収支全体では、百八十九億六百万円の欠損となつております。

なお、本件には「検査の結果記述すべき意見はない」との会計検査院の検査結果が添付されております。

通信委員会におきましては、本件について、五月十日説明を聴取し、以後審査を行いましたが、去る六月八日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって本件は異議なきものと決しました。

以上、御報告いたしました。(拍手)

○議長(保利茂君)

採決いたしました。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長(保利茂君)

採決いたしました。

本件の委員長の報告は異議がないと決したものであります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告のとおり決しました。

出席國務大臣
法務大臣 瀬戸山三男君
文部大臣 砂田重民君
郵政大臣 安司君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

一部を改正する法律
郵便貯金法の一部を改正する法律
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
農林省設置法の一部を改正する法律
国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律
行政管理庁設置法の一部を改正する法律
農業者年金基金法の一部を改正する法律
農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律
地方自治法第百五十六条规定第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関する承認を求める件
(政府委員退任)

一、去る二日、福田内閣総理大臣から保利議長あ

ります。

午後一時十九分散会

鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する法律
(通知書受領)

一、去る七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布

大規模地震対策特別措置法

瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律

原子力基本法等の一部を改正する法律

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律

農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

農業者年金基金法の一部を改正する法律

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律

郵便貯金法の一部を改正する法律

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

一部を改正する法律

地方自治法第百五十六条规定第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関する承認を求める件

(政府委員退任)

一、去る二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

人事院事務総局任用局長 橋利伸

人事院事務総局任用局長 長橋進

人事院事務総局任用局長 中井治君

人事院事務総局任用局長 春日一幸君

人事院事務総局任用局長 沖本泰幸君

人事院事務総局任用局長 中井治君

人事院事務総局任用局長 三谷秀治君

人事院事務総局任用局長 新井彬之君

人事院事務総局任用局長 川合誠一君

人事院事務総局任用局長 田川誠一君

人事院事務総局任用局長 中川秀直君

人事院事務総局任用局長 春田重昭君

人事院事務総局任用局長 新井彬之君

人事院事務総局任用局長 川合誠一君

人事院事務総局任用局長 武君

昭和五十三年六月十二日 衆議院会議録第二十六号

朗読を省略した議長の報告

予算委員

辞任

海部 梅樹君

佐々木 義武君

白浪 仁吉君

田村 元君

根本龍太郎君

三原 朝雄君

大原 一三君

永原 稔君

山口 敏夫君

西田 正巳君

長谷川 勝君

塙崎 幸三君

谷川 宽三君

浜田 幸一君

永原 稔君

山口 敏夫君

大原 一三君

西田 司君

大原 一三君

山口 敏夫君

西田 司君

大原 一三君

ロッキー問題に関する調査特別委員会

辞任

浜田 幸一君

玉沢徳一郎君

(衆議院提出)

一、去る九日、内閣から提出した条約は次のとおりである。

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締結

市民的及び政治的権利に関する国際規約の締結

について承認を求める件

(議案提出)

一、去る六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の

一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の

一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

(議案付託)

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員会

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法律案

(回付議案受領)

一、去る七日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公共工事・土木諸負工事等における前払金支払制度の金利取得に関する質問主意書(古川雅司君提出)

電ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問主意書(久保三郎君提出)

再質問主意書(久保三郎君提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

官公需印刷物の入札制度及び一般印刷物の海外発送問題に関する質問主意書(清水勇君提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

官公需印刷物の入札制度及び一般印刷物の海外発送問題に関する質問主意書(近江記夫君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

昭和十九年に行われた沖縄県那覇区裁判所嘉手納出張所の登記事項等に関する質問主意書(近江記夫君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

行政管理局設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

第八十五回国会、第八十二回国会及び第八十三回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

原子力基本法等の一部を改正する法律案

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員久保三郎君提出電ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井上一成君提出万国博記念公園入園有料化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員近江記夫君提出日本万国博覽会記念公園の運用に関する質問に対する答弁書

(質問書提出)

一、去る三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、北海道管区行政監察局の分室の設置に関する質問に対する答弁書

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する

承認を求める件

一、去る二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律の一部を改正する

承認を求める件

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

レッカーチに関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年四月二十八日

衆議院議員 楠崎弥之助 提出者 楠崎弥之助

衆議院議員 保利 茂殿

レッカーチに関する質問主意書
違反車及び事故車の排除に使われているけん引車両に違法と思われるものが多くのうな車両を公の機関で使用しているのは問題である。よつて次の事項につき質問する。

一 自家製でレッカーチをつくり、車検も受けず税金も支払わずに使用しているものがあるが、レッカーチも車両であり、車検を受け、税金も支払うべきではないか。

二 自家用で作製したレッカーチの使用で事故が続出しているが、車体その他強度計算及び安定角度や安全性の確認が必要ではないか。

三 けん引車両の路上使用は各陸運事務所の見解が

1 ロープけん引とみる。

2 事故車の一部とみる。

3 交通に著しく障害があるとき、ちよつと運ぶためのものとみる。

等々ばらばらである。運輸省はこの点に関し、どのような見解を持ち、どのような行政指導を行つてあるか。

四 車検を受けていない違法と思われるレッカーチを自衛隊、道路公団などが使用しているが、官公署がます適正なレッカーチの使用をすべきではないか。右質問する。

昭和五十三年六月二日

内閣総理大臣 福田赳夫

衆議院議員 保利 茂殿
衆議院議員 楠崎弥之助君提出レッカーチに関する質問主意書を提出する。

〔別紙〕

衆議院議員 楠崎弥之助君提出レッカーチに関する質問に対する答弁書

一 及び三について
トランク等の自動車により事故車等をけん引して移動させる場合に用いられる御質問に係るけん引用の用具（以下「けん引用レッカーチ」という。）は、道路運送車両法上の道路運送車両ではなく、いわゆる車検は義務付けられておらず、また、自動車関係の諸税も課されない。

右について、陸運事務所によつて取扱いに相違があるということはない。

二について
けん引用レッカーチを用いて事故車等をけん引中に発生した事故について、その原因がけん引用レッカーチの構造上の欠陥にあるとされた事例は承知していないが、けん引用レッカーチの構造上の安全性の確保については、必要に応じ道路運送車両の保安基準の規定を整備することを含め、今後更に検討を進めてまいりたい。

四について
自衛隊においては、基地内において車両整備用器材としてけん引用レッカーチを「く少数使用しており、一般道路においては使用していないが、その安全な使用については十分留意している。また、日本道路公団においては、けん引用レッカーチを保有していないが、事故車等の排除を依頼している事業者において使用している場合があり、この場合についてもその安全な使用について指導している。

右答弁する。

霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年五月二十五日

衆議院議員 久保 三郎 提出者 久保 三郎

衆議院議員 保利 茂殿

霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問主意書

水資源開発公団によつて施行されつたある霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問に対する回答

一 水資源開発公団は霞ヶ浦総合開発事業の実施に当たり、関係する漁業協同組合に対し同事業により損害を被るものとしてそれぞれ漁業量の減少に伴う補償を行つてある。これは昭和三十七年六月十九日、閣議決定「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき補償しているものであるとすれば、同要綱のいかなる条項によつて行つてゐるのか。また、その条項に該当するとした理由はいかなるものであるのか明らかにされたい。

二 右の霞ヶ浦総合開発事業の実施によって損害を受けるとされた漁業協同組合の組員でもある漁業者の漁獲物を買取り、加工している水産加工業者に対しては、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」の補償対象は、「土地の所有者、漁業権等直接権利を有する者に対する行うものとされている。水産加工業者が受け影響は、直接的なものでなく、漁業者から購入した魚を加工し販売するというよう、流通過程で生ずる間接的なものである。したがつてこのような第二次的なものは、補償の対象とならないものである。」との見解に立つて関係水産加工業者の補償要求には応じがたいとしているが、損失補償基準要綱のいかなる条項に基づく解釈であるのか、明らかにされたい。

三 水資源開発公団は霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問に対する回答

四 若し三の見解に立つとしても、なお現行の「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」によつては補償しがたいとするならば、この基準要綱を改めるべきであると思ふが、いかに考えられるか。

四について
霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問に対する回答

昭和五十三年六月一日

内閣総理大臣 福田赳夫

衆議院議員 久保 三郎

衆議院議員 久保 三郎君提出霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問に対する別紙答弁書

一について
霞ヶ浦総合開発事業に伴う漁業補償等に関する質問に対する回答

水資源開発公団は霞ヶ浦総合開発事業（以下「本件事業」という。）の実施に伴う漁業権等の消滅

又は制限及びこれに伴う損失について、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」(昭和三十七年六月二十九日閣議決定。以下「要綱」といふ。)第十七条、第二十二条、第三十八条及び第四十条並びに「公用用地の取得に伴う損失補償基準要綱の施行について」(昭和三十七年六月二十九日閣議了解)第三に準拠して、その損失額を支払つたものである。

二及び三について

要綱第四条は、補償対象者を、要綱第五章に規定する場合を除き「土地等の権利者」としているところであるが、霞ヶ浦の漁獲物を加工している水産加工業者は、右にいう「土地等の権利者」に該当せず、また、要綱第五章の規定による補償の対象者にも該当しないので、本件事業の実施に關し、要綱による補償の対象者とはならないものである。

四について

現在のところ、要綱の補償対象者を拡大する考え方ではない。

右答弁する。

万国博記念公園入園有料化に關する質問主意書

昭和五十三年五月二十五日 提出者 井上 一成

衆議院議長 保利 茂殿

万国博記念公園入園有料化に關する質問主意書

日本万国博覽會記念協会は、本年三月の評議員会において、管理運営費の赤字を理由に来年四月から、万国博記念公園(大阪府吹田市)の利用について大人二百円、小人百円の入園料を徴収することを決定した。

この公園は、万国博の成功を記念し國と大阪府の補助金によつて整備されたもので、緑の少ない大都市圏におけるかけがえのない憩いの場として、

年間三百万人が利用している。

人々が緑の中で憩い、心身の活力の回復を図る場としての公園は、都市生活とは切り離せない施設であり、生活の一部でもある。

ところが、我が国では、国民一人当たりの公園面積は先進国の中でも最低であり、特に東京・大阪などの大都市圏では、国の目標の六平方メートルの三分の一以下である。

このような実情の中で記念公園は、周辺住民のみならず広く近畿一円の人々によつて気軽に憩える場所として利用され、「人類の進歩と調和」をうたつた万国博の遺産として、いわば「国民公園」の役割を果たしており、その存在意義は極めて大きい。

日本万国博覽會記念協会は、今回、經營の悪化と受益者負担の原則を理由にこの「国民公園」の有料化を決定したと報じられているが、このことは、ただでさえ少ない公園の利用を実質的に制限することになる。

公園は、本来無料で広く国民の利用に供されるべき性質の施設である。現在、國公立の公園は一部の庭園や動物園などを除いて、すべて無料である。

もし、記念公園の管理運営費が赤字だというのなら、まず日本万国博覽會記念協会による經營形態の洗い直しが必要であり、場合によつては、記念公園の整備に毎年多額の補助金を支出している國又は大阪府の經營に移管することを検討することも、また一策であると考える。

一について

日本万国博覽會記念公園は、日本万国博覽會の成功を記念し、造園技術の粹を集めて造られた特別の公園である。今後ともこの水準を保つていくためには、公園の利用者に維持管理に必要な経費の一部を負担していくなどもやむを得ないものと考えている。

二について

日本万国博覽會記念公園の經營改善については、機構定員の合理化をはじめとし、種々努力しているところである。

右答弁する。

日本万国博覽會記念公園の運用に關する質問主意書

昭和五十三年五月二十五日 提出者 近江日記夫

日本万国博覽會記念公園の運用に關する質問主意書

大阪の千里丘陵に広がる二百六十四ヘクタール

の見解を明らかにされたい。

一 記念公園の入園有料化については、認可すべきではないと考えるがどうか。

二 記念公園の經營形態の抜本的な再検討を行う必要があると考えるがどうか。

右質問する。

昭和五十三年六月二日 内閣總理大臣 福田赳氏

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員井上一成君提出万国博記念公園入園有料化に關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上一成君提出万国博記念公園入園有料化に關する質問に對する答弁書

一について

日本万国博覽會記念公園は、日本万国博覽會の成功を記念し、造園技術の粹を集めて造られた特別の公園である。今後ともこの水準を保つていくためには、公園の利用者に維持管理に必要な経費の一部を負担していくなどもやむを得ないものと考えている。

二について

日本万国博覽會記念公園の經營改善については、機構定員の合理化をはじめとし、種々努力しているところである。

右答弁する。

日本万国博覽會記念公園の運用に關する質問主意書

昭和五十三年五月二十五日 提出者 近江日記夫

日本万国博覽會記念公園の運用に關する質問主意書

大阪の千里丘陵に広がる二百六十四ヘクタール

の広大な面積を有する日本万国博覽會記念公園(以下「万博公園」といふ)は、國民にとって貴重な憩いの場となつてゐる。従つて万博公園の運営については、國民に福利が享受できるよう一層の充実を図られなければならない。

こうした観点から万博公園の今後の運用等について以下の質問をする。

一 万博公園の今後の利用拡大の見通しについて

二 万博公園内の自然園地区の整備の現状と将来の計画について

三 入園料金・施設利用料金について

1 大阪府民にとつて数少ない緑の地域である自然園地区が、昭和五十四年度より入園の際いままで無料であったものを有料にするとの方向で検討中であると聞くが、事実かどうか。

2 自然園地区は現在國民の憩いの場として親しまれている。國民の公園として入園料の有料化は、絶対避けなければならないと思うがどうか。

3 自然園地区内の日本庭園を始め、その他の諸施設の利用料金の値上げを検討していると聞くが、他の民間施設等の利用料金への波及も大きく、絶対据置きにすべきであると思うがどうか。

4 関連交通機関の整備について

万博公園地域における関連交通機関の整備は極めて不備である。

5 運営費について

万博公園の運用について、利用料金等に依存しないで運用できるよう十分な補助を政府はすべきと思うがどうか。

右質問する。

7

觀光産業の振興について行つた施策の実績と今後の施策

公共施設の整備、特に次の事項について見解を明らかにされたい。

1 道路の整備について行つた施策の実績と今後の施策(市町村道を含む。)

2 交通通信体系の整備について行つた施策の実績と今後の施策

3 教育施設の整備について行つた施策の実績と今後の施策

4 水資源の開発と生活用水、工業用水、農業用水の確保について行つた施策の実績と今後の施策

5 民生の安定対策、特に次の事項について見解を明らかにされたい。

1 住宅の整備について行つた施策の実績と今後の対策

2 都市公園の整備について行つた施策の実績と今後の施策

3 医療保健施設の整備について行つた施策の実績と今後の施策

4 医療従事者の確保について行つた施策の実績と今後の施策

5 軍事基地の整理縮小について

6 日本における米軍基地面積に占める沖縄の米軍基地面積の割合は五三パーセントにもなり、沖縄県面積の約一二パーセントを占め、しかも沖縄本島の人口密集地域に集中している状況にあるため、基地の存在が沖縄の振興開発、県民生活等に重大な影響を及ぼしていることは從来から指摘しているところである。

沖縄振興開発計画にも「基地依存経済から脱却して、自立経済の確立をはかるため米軍施設区域の整理縮小をはかり、その跡地および跡施設を産業振興および社会資本整備のために活用する」と掲げられていてもかかわらず、今日までの基地の返還状況をみると、復帰時の基地面積の県面積に占める割合は一二・八パーセント

で、本年五月一日現在のそれは一一・五パーセントとなつておらず、政府の沖縄の米軍基地縮小に対する努力は極めて不十分であると言わざるを得ない。

奥開発計画の推進や民生の安定に大きな支障を來していることを認めるか。

1 政府は広大な軍事基地の存在が、沖縄の振興開発計画の推進や民生の安定に大きな支障を來していることを認めるか。

2 第十四回、第十五回及び第十六回の日米安全保障協議委員会において、米軍基地の整理統合について合意されているが、その中で特に沖縄の基地の整理縮小計画の進捗状況についてその計画と実績とを明らかにされたい。

3 沖縄においてはいわゆるリロケーションによる返還が大幅に遅れているが、その理由は何か。また、リロケーションの費用の推計総額はいくらか。

4 今後の沖縄の米軍基地返還について政府の方針を伺いたい。

沖縄におけるいわゆる放棄請求権問題については、沖縄返還協定放棄請求権等補償推進協議会から、第一次、第二次分として計十二万三千八百七十九件、千百七十二億三千三百六十五万八千三百五円もの補償を要請している。この取り扱いについて、政府は実態調査を行いその結果を踏まえ今年度は関係省庁間で協議会を開けて処理方針を決定することであつたが、この協議会は設置されたのか伺いたい。

漁業関係については不十分ながら今年度において予算措置が講ぜられているが、その他の事項については、いまだに処理する方針すら決定されていない。

復帰七年目になつた今日、いたずらにこの問題の解決を延ばすことは許されないことである。

従つて政府は速やかに処理方針を決定し、来年度より処理できるものから補償措置を講すべきであると考えるがどうか。

復帰七年目になつても、戦後処理あるいは復帰処理がなされない事項に、放棄請求権問題、旧日本軍接収用地、市町村道未買収用地(潰れ地)等がある。

なかでも、戦後処理の一環としての重要課題の一つである「沖縄戦被災者補償期成連置」から要請されてきた補償問題については、遅々として進展していない。

政府は、この件についてこれまでどのように検討してきたか。またその解決策いかん。

右質問する。

昭和五十三年六月六日

内閣総理大臣 福田 起夫

衆議院議員上原康助君提出政府の沖縄施策の実績と今後の施策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員上原康助君提出政府の沖縄施策の実績と今後の施策に関する質問に対する
答弁書

一について

1 復帰後六年を経過したが、公共施設について

ては、他の地域を大幅に上回る投資がなされた結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しており、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

しかし、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

結果、道路、空港、下水道等は既に本土水準に達しておらず、学校その他の施設も沖縄振興開発計画の期間中におおむね本土水準に達した。

きいが、沖縄振興開発計画が見通している産業構造とするためには、農林水産業及び伝統工芸を始めとする工業の振興を図るとともに、新規企業の立地に努めることが必要である。

また、人口については、従来のすう勢で推移するとすれば、沖縄振興開発計画の最終年次で百十万人に達する見込みである。

また、人口につては、従来のすう勢で推移するとすれば、沖縄振興開発計画の最終年次で百十万人に達する見込みである。

きいが、沖縄振興開発計画が見通している産業構造とするためには、農林水産業及び伝統工芸を始めとする工業の振興を図るとともに、新規企業の立地に努めることが必要である。

また、人口につては、従来のすう勢で推移するとすれば、沖縄振興開発計画の最終年次で百十万人に達する見込みである。

きいが、沖縄振興開発計画が見通している産業構造とするためには、農林水産業及び伝統工芸を始めとする工業の振興を図るとともに、新規企業の立地に努めることが必要である。

また、基本的には沖縄振興開発計画に基づく産業振興の施策等を積極的に実施していくことが重要であり、このため、関係各省庁が一体となつてこれに努めているところであるが、これと併せて当面する雇用失業情勢に対処するため、各種就職援助措置の活用により広域職業紹介を実施して失業者の再就職の促進を図ることも、

中高年齢者雇用開発給付金等の活用により民間の活力を生かした雇用機会の拡大、沖縄振興開発特別措置法に基づく失業者吸収率制度の積極的活用による公共事業への失業者の就労促進などに努めているところであり、今後ともこれら対策の一層の推進を図つてまいりたい。

三について

1 産業構造の改善を図るため、農林水産業、中小企業及び観光産業の振興について後述の対策を講じてはいるほか、工業の振興について次のような対策を講じてはいる。

- (1) 糸満市、南風原村、具志川市、読谷村の四市村について、沖縄振興開発特別措置法第十一條第一項に基づく工業開発地区の指定を行つてはいる。
- (2) 新規産業の立地を促進するため、工業団地造成利子補給金制度の適用を行つた。
- (3) 昭和五十三年度において、工業再配置計画の一環として、沖縄県を特別誘導地域に指定して、工業再配置促進費補助金の単価及び限度額を引き上げる等の措置を講じてはいる。
- (4) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき、伝統的工芸品産業の振興を図つてはいるほか、離島における伝統的工芸品産業については、共同利用施設の建設について助成している。

今後とも、これらの施策を活用しつつ、沖縄県の産業の振興と産業構造の改善に努めてまいりたい。

2 イ及びニ(農道) 沖縄県における農業基盤整備事業については、沖縄振興開発計画の基本方針に沿つて積極的に推進しており、農業用水源の開発、畑地かんがい施設の整備、は場及び農道の整備等畑地基盤の整備を中心とした各種事業を実施しているところである。

なお、これらの事業については、採択基

準及び補助率について特別の優遇措置を講じているところである。

今後とも、地域の特殊性等を勘案しつつ、事業の円滑な促進のため努力してまいりたい。

口 さとうきびとペインアップルは、沖縄農業的主要作物として重要な役割を果たしていることから、これら作物の生産振興を図るため、さとうきびについては、甘味資源特別措置法に基づき沖縄県をさとうきび生産振興地域に指定し、土地基盤の整備、優良種苗の供給体制の整備、機械化の推進等に対する助成を行うとともに、砂糖の価格安定等に関する法律に基づく価格支持を行つてきており、ペインアップルについては、果樹農業振興特別措置法に基づきパイソニアップル等を対象果樹とする果樹農業振興基本方針を策定するとともに、栽培省力化施設、集出荷施設及び土壤改良用機械の整備、優良種苗の増殖普及等に対する助成を行つてきたところであり、今後ともこれら施策の充実を図るとともに、沖縄におけるさとうきびの優良種苗の供給体制を確立するため、沖縄さとうきび原産種農場を新設することとしている。

ハ 沖縄の農業の振興を図るため、優良農用地の確保については、優良農用地の農用地区域への編入の促進、農地法による転用規制の厳正な運用による農用地のかい廃の抑制、農用地開発の推進等の施策を講じておる。また、流通加工施設、養殖施設等漁業近代化施設の整備については、從来からその整備を図つてきたところであり、今後もこれらの施策の充実を図ることとともに、沖縄におけるさとうきびの優良種苗の供給体制を確立するため、沖縄さとうきび原産種農場を新設することとしている。

ハ 沖縄の農業の振興を図るため、優良農用地の確保については、優良農用地の農用地区域への編入の促進、農地法による転用規制の厳正な運用による農用地のかい廃の抑制、農用地開発の推進等の施策を講じておる。また、農業労働力の確保については、農業後継者育成対策として農村青少年に対する研修教育、農業後継者育成資金等の貸付けを行つてはいるが、今後とも昭和五十四年度に開設予定の県農業者大学校に対する助成を検討する等これらの施策の充実を図つてまいりたい。

2 ニ(林道)及び3 沖縄県においては、治山、造林、林道事業を始め、林業振興のための各種の施策を推進してきており、昭和五十二年度からは、新たに生産基盤の整備、資本設備の高度化等を内容とする沖縄林業振興特別対策事業を実施しているところである。

今後とも、国土保全、水源かん養等森林の持公益的機能の高度发挥の要請にこたえつつ、森林資源の維持培养と林業の振興を図るために、沖縄県の実情に即して各種の施策の充実を図つてまいりたい。

4 漁港の整備については、昭和四十八年度以降第五次の漁港整備計画に基づき整備の促進を図つてきたところであり、昭和五十二年度からは第六次の整備計画に基づき糸満漁港等の整備を中心にその促進を図つてはいるところである。なお、補助率については、特別の優遇措置を講じてはいるところである。

また、流通加工施設、養殖施設等漁業近代化施設の整備については、從来からその整備を実施してきたが、昭和五十三年度からは水産業独自の構造改善事業を七箇年計画で発足させたので、今後はこの事業を中心としてその整備を図つていく考えである。

更に、漁場の整備、開発についても、昭和五十年代から開始した沿岸漁場整備開発事業によりその促進を努めており、これら諸施策を総合的に実施することにより、沖縄県における水産業の振興を図つてまいりたい。

5 沖縄県においては、畜産は農業の基幹部門を形成しており、沖縄農業の振興及び農業生産基盤の整備と生活環境の整備に必要な諸施策を実施するとともに、農業後継者育得の向上を図る上で畜産の振興を図ることは極めて重要であると考えてはいる。

このため、沖縄県の自然的特性、社会経済的事情等を踏まえて肉用牛及び豚を中心とする水産の振興を図ることとし、草地の造成等による飼料生産基盤の整備、畜産園地の育成、家畜の導入、家畜衛生対策等各般の施策を講じてきたところであるが、今後ともこれら諸施策を積極的に推進してまいりたい。

6 (1) 中小企業近代化促進法に基づく現行指定業種七十八業種について、沖縄県にも近代化計画を適用するとともに、沖縄の復帰に伴う通商産業省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第十八条に基づき、クリーニング業等十二業種については沖縄県についてのみ中小企業近代化促進法に基づく近代化計画の策定を行い、また、砂糖製造業については、沖縄振興開発特別措置法第十九条に基づく近代化計画を策定している。また、沖縄県における中小企業の高度化事業については、既に十五件の事業につき高度化資金融資を行つてはいる。今後とも沖縄県における中小企業者の実態に即したきめ細かい施策を講じていくとともに、これら施策の活用が図られるよう施策の普及、指導等に努めてまいりたい。

(2) 民間信用調査機関の調査によれば、負債金額千万円以上の倒産件数は、昭和五十年度百八件、昭和五十年度百六十九件、昭和五十二年度百九十三件となつており、昭和五十三年度に入つてからは、一月十四件、二月四件、三月十四件、四月七件と、二月以後三か月連続して前年同月の水準を下回つてはいる。

7 沖縄は、我が国最南端に位置する亜熱帯地域として固有の自然景観、特異な伝統工芸や伝統芸能等の観光資源に恵まれており、この観光資源を生かすため、政府においては、空港等の交通施設を整備するほか、国営沖縄海洋博覧会記念公園、青少年旅行村等の観光施設及びホテル、旅館等の宿泊施設の整備

備を図るとともに、本土・沖縄間の航空運賃について団体包括旅行割引運賃等の導入を図る等沖縄への観光客の誘致及び観光産業の振

興に努めている。

今後においても引き続き沖縄の観光振興のための施策の実施に努めてまいりたい。

四
卷
之
七

1 沖縄県の道路の整備水準については、復帰後間もない昭和四十八年三月末時点の舗装率

2 (1) 交通体系

沖縄における交通体系の整備について
は、空港及び港湾を中心としてその整備を行つてきたところである。

路の改良、エプロンの新設等を実施したほか

か、宮古空港の整備を行つた。

港湾については、国際貿易港湾としての
那覇港、拠点港湾としての平良港、石垣港

等の整備を行つたほか、兼城港、前泊港等の整備を行つてゐる。

の離島港湾の整備を行つた

等の交通施設の整備等を推進することにより、沖縄における交通体系の整備に努めて

まいりたい。

通信体系

り早期に本土並みに達するよう今日までその整備を努力してきたところである。

電話については、約八万四千加入の一般

加入電話が昭和五十二年度末では約十五万六千加入に増加しており、千三百個の公衆

電話は昭和五十一年度末で三千六百個に増加してゐる。

また、二十四局あった手動式局について

は、昭和五十二年度までに十六局の自動化が完了し、残り八局についても昭和五十三

年度中に自動化できるよう計画している。更に、「本支路の拡充整備」でも努力している。

放送については、一系統であつたテレビ

ジョン放送を総合及び教育の一系統にする

朗読を省略した議長の報告

昭和五十三年六月十三日 衆議院会議録第三十六号

朗読を省略した議長の報告

とともに、昭和四十七年六月からラジオの第一及び第二放送を開始し、FM放送も昭和四十九年三月から放送を開始した。

宮古、八重山地区のテレビジョン放送は、昭和五十二年十二月の本島と宮古の間の海底同軸ケーブルの完成によつて同時放送が行われることとなり、本島と同等の放送が可能となつた。

テレビ難視聴解消については、中継局及び有線テレビジョン放送施設の設置により逐次改善されてきている。

防災行政用無線網については、昭和五十年九月に決定された「沖縄県防災行政用無線電話設置計画」によれば、昭和五十三年着工、昭和五十六年完成となる。

郵便局については、無集配特定局十局、簡易郵便局三局を増置する一方、二十六局の局舎改善を行つた。

なお、通信関係については、今後とも所要の整備を行つていく考えである。

教育施設の整備について行つた施策の実績と今後の施策は、次のとおりである。

(1) 公立学校の施設の整備

公立義務教育諸学校及び高等学校等の校舎、屋内運動場等の施設整備については、復帰時点において本土に比して著しい格差があつたので、補助率の引上げ、補助制度の拡充を行うとともに、早急に本土並みの水準に引き上げることを日途として整備を図つてきたが、昭和五十一年度からは同年度を初年度とする公立文教施設整備三箇年計画を策定し、計画的な整備を図つている。なお、昭和五十三年度予算においては、残余の計画事業量（約十四万平方メートル）を上回る事業量（約十七万五千平方メートル）を確保したところである。

また、その他の学校施設の昭和五十二年度までの整備実績は、次のとおりである。

(1) 高等学校産業教育施設—約八万平方メートル

(2) 学校体育施設（屋内運動場を除く。）—
水泳プール二十五か所、公立高等学校の柔剣道場三十か所、公立夜間定時制高等学校的運動場照明施設十四か所

(3) 学校給食施設—単独校調理場十四か所、共同調理場二十二か所、炊飯給食施設（共同調理場）一か所、学校食堂一か所

(4) べき地の小学校及び中学校の教員宿舎一百八十五戸。

今後とも、公立学校の施設の充実に努めてまいりたい。

(2) 社会教育施設の整備

昭和五十二年度までの整備実績は、市町村の中央公民館十四館のほか、県立図書館（分館）、県立博物館各一館、県立青年の家二か所、県立少年自然の家二か所である。今後とも、社会教育施設の充実に努めてまいりたい。

(3) 琉球大学の整備

琉球大学の現敷地が狭隘なため、県中南部地区（千原）に新敷地として約百十四ヘクタールの土地を購入し、昭和五十年度から整備を行つてあるところである。

(4) 水資源の開発

沖縄県における水資源開発については、その重要性にかんがみ、積極的に取り組んでいるところであり、北部五ダムの建設（うち一ダムは既に完成）及び既設ダムの再開発事業を鋭意実施しているほか、二ダムの実施計画調査を実施しているところである。

すなわち、福地ダムは昭和四十九年三月、新川ダムは昭和五十二年三月に完成し、両ダムで日量十四万三千立方メートル（既復二万五千立方メートルを含む。）の都市用水の供給を行つてある。安波ダムにつ

Digitized by srujanika@gmail.com

いては昭和五十六年度完成を目指して、工事を推進しているほか、普久川ダム、辺野古ダムについては工事用道路等の準備工事を行っている。また、昭和四十九年三月に完成した福地ダムについては、昭和五十三年度より昭和五十六年度完成を目指して再開発事業に着手している。

これら三ダムの完成及び福地ダムの再開発により、新たに、合わせて日量十四万キロメートル（累計二十八万四千立方メートル）の都市用水の供給を行うこととなつている。

(2) 生活用水の確保

更に、生活用水を中心として増大する水需要に対応するため、昭和五十一年度より羽地ダムの実施計画調査を実施しており、新たに昭和五十三年度から漢那ダムの実施計画調査に着手している。

(3) 生活用水の確保

沖縄県における生活用水の確保については、水道事業等に係る国庫補助率の特例制度により、その促進を図ることとし、昭和五十二年度までに、総額六百四億八千万円の国庫補助をもつて、四十九市町村に及ぶ水道事業及び簡易水道事業の施設整備並びに水道用水供給事業として北部ダム群から西原浄水場に至る沖縄本島の基幹的な導水施設等の建設を完了した。

昭和五十三年度以降も、引き続き浄水場等所要の施設整備を行なうこととしている。

なお、沖縄県の水道普及率は、復帰直前の昭和四十七年三月末現在の八十五・一パーセント（全国平均八十二・七パーセント）から昭和五十二年三月末現在では、九十六・一パーセント（全国平均八十八・六パーセント）となつていている。

(4) 工業用水の確保

沖縄県における工業の振興を図るために、工業用水の確保が特に重要であることは、工業用水の確保が特に重要であること

にかんがみ、復帰後直ちに工業用水道建設事業（給水能力一日当たり十万五千立方メートル）が着手され、現在までに施設の約二分の一が完成し、一部給水を開始している。

この工業用水道事業に対しては、通常の国庫補助率（二十・三十五パーセント）を上回る百パーセント（一部施設は七十五パーセント）の補助率を適用し、事業の推進を図つてあるところであるが、今後とも工業用水道施設の建設に積極的に取り組んでまいりたい。

(4) 農業用水の確保

沖縄県の農業は畑作が中心であるが、水不足のためしばしば干ばつ被害を受けているので、水資源の開發、水利施設整備そのための土地改良事業を鋭意推進しているところである。

しかし、主要水源である河川の流域は小さく、ダムの適地が少ないため、河川開発のほかあらゆる水源開発について調査、検討する必要がある。このため、復帰後直ちに主要河川（二十七河川）の流量観測を行なうとともに、河川開発の困難な地域については、地トダムを始めとする地下水開発、淡水湖開発等に必要な諸調査を継続して実施しており、水源開発の見通しを得た地域から順次事業計画地区調査を行い、事業化を図ることとしている。

(5) 今後も、沖縄における水資源的重要性にかんがみ、合理的な利用、地下水の開発、下水処理水の再利用、海水の淡水化等あらゆる水資源開発の方策が講じられるよう検討してまいりたい。

(6) 日本住宅公団の住宅

日本住宅公団は、昭和四十七年度から昭和五十二年度までに賃貸用特定分譲住宅二百六十二戸を建設しており、昭和五十三年度分としては百十一戸の建設を現在検討中である。

(7) 沖縄県住宅供給公社の住宅

沖縄県住宅供給公社は、昭和四十七年度から昭和五十二年度までに三千三百八十六戸を建設しており、更に昭和五十三年度分

トル（全国平均七十七・一四平方メートル）、一人当たり平均畠数四・四七（全国平均六・六二）というように、広さの点で立ち遅れていることにかんがみ、第三期住宅建設五箇年計画に基づき、居住水準の向上に重点を置いて各種公的資金による住宅の建設の一層の促進を図つてあるところである。

各種公的資金による住宅の建設の実績及び今後の施策は、次のとおりである。

(1) 公営住宅

公営住宅の建設については、沖縄振興開発特別措置法に基づく補助率のかさ上げ等の措置を講じ、公営住宅の建設の促進に努めているところであり、昭和四十七年度から昭和五十三年度までに五千九百二十二戸を建設し、昭和五十三年度には九百戸を建設する計画である。今後とも沖縄における住宅需要、事業主体の要望及び実施体制等を勘案し、公営住宅の建設促進に努めまいりたい。

(2) 改良住宅

住宅地区改良事業による住宅の建設の実績は、昭和四十七年度から昭和五十二年度までに二百四十戸となつてている。今後は、現在事業継続中の那霸市若狭地区についてその促進を図るとともに、新たな地区について、地元から事業実施の要望があれば検討することとしている。

(3) 日本住宅公団の住宅

日本住宅公団は、昭和四十七年度から昭和五十二年度までに賃貸用特定分譲住宅二百六十二戸を建設しており、昭和五十三年度分としては百十一戸の建設を現在検討中である。

として四百二十戸の建設を予定しているところであるが、今後とも沖縄振興開発金融公庫等の資金を活用し、県民の需要に即した住宅供給を行うこととしている。

(6) 沖縄振興開発金融公庫融資住宅（4）を除く。

沖縄における個人住宅の建設等のための資金は、沖縄振興開発金融公庫から融資を行つてあるが、従来より、沖縄の住宅事情等を考慮して資金の確保、融資条件の改善等に段階的配慮を加えており、本年五月には金利の大幅な引下げ、償還期間の延長を行つたところであり、今後も融資条件の改善を含め鋭意努力してまいりたい。

なお、沖縄振興開発金融公庫の住宅資金の貸付実績は、昭和四十七年度から昭和五十二年度までに、二万七千七百八十六戸となつており、昭和五十三年度分として七千六百戸を予定している。

2 都市公園について

都市公園については、沖縄振興開発特別措置法に基づいてかさ上げされた補助率をもつて、児童公園等地域住民に密着したものの整備を重点的に推進するとともに、昭和五十年度から国の直轄事業により国営沖縄海洋博覧会記念公園を整備してきたところであるが、その整備面積は、昭和四十七年度から昭和五十一年度まで約百四十九ヘクタールであり、都市計画区域内人口一人当たりの都市公園面積は、昭和四十六年度末の〇・七平方メートルが、昭和五十一年度末には二・〇平方メートルが、昭和五十一年度末には二・〇平方メートルとなつた。

今後も、沖縄振興開発計画及び昭和五十二年度を初年度とする第二次都市公園等整備五年計画に基づき、都市環境の改善と増大するレクリエーション需要の充足等を図るため、名護中央公園、浦添大公園などを始めとして、その整備を積極的に推進することとしている。

3 保健所、精神病院、伝染病院等の整備について、沖縄振興開発特別措置法に基づき、国との負担又は補助の割合を引き下げ、その促進を図っているところである。また、沖縄の公的医療機関に対しては特別の補助を行つておる、昭和五十二年度までに沖縄県立宮古病院、同中部病院等の整備を行つたほか、現在沖縄県立八重山病院、那覇市立病院及び沖縄赤十字病院の整備を推進している。そのほかにも、へき地診療所の整備等各般の施策を講じており、以上の施策を通じて診療機能の向上が図られるとともに、病院病床数、人口一万対比で昭和四十六年末の五十九・七床から昭和五十一年末の六十九・八床へと着実に増加しているところである。今後とも、これらの施策については、その一層の充実を図つてまいりたい。

4 沖縄県における医療従事者の不足等の状況にかんがみ、国費沖縄学生制度に基づき昭和四十七年度から昭和五十二年度までに三百名を超える医学及び歯学専攻の学生を本土の大學生に受け入れるとともに、昭和四十七年度から昭和五十二年度までに延べ約千二百名の医師等を本土から派遣したほか、県立へき地診療所における医師確保のための助成、琉球大学保健学部における看護婦等の養成、看護婦等養成所に対する助成、琉球大学医学部創設の目的達成との調和を講じている。今後とも沖縄県における医療従事者の養成確保について十分配慮してまいりたい。

六について

1 沖縄の振興開発の推進と日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄振興開発計画においても記述されているように、米軍施設・区域の整理縮小を図ることが必要であると考えている。

2 第十四回、第十五回及び第十六回の安全保障協議委員会において了承された沖縄県にお

いて、沖縄振興開発特別措置法に基づき、国との負担又は補助の割合を引き下げ、その促進を図っているところである。また、沖縄の公的医療機関に対しては特別の補助を行つており、昭和五十二年度までに沖縄県立宮古病院、同中部病院等の整備を行つたほか、現在沖縄県立八重山病院、那覇市立病院及び沖縄赤十字病院の整備を推進している。そのほかにも、へき地診療所の整備等各般の施策を講じており、以上の施策を通じて診療機能の向上が図られるとともに、病院病床数、人口一万対比で昭和四十六年末の五十九・七床から昭和五十一年末の六十九・八床へと着実に増加しているところである。今後とも、これらの施策については、その一層の充実を図つてまいりたい。

4 沖縄県における医療従事者の不足等の状況にかんがみ、国費沖縄学生制度に基づき昭和四十七年度から昭和五十二年度までに三百名を超える医学及び歯学専攻の学生を本土の大學生に受け入れるとともに、昭和四十七年度から昭和五十二年度までに延べ約千二百名の医師等を本土から派遣したほか、県立へき地診療所における医師確保のための助成、琉球大学保健学部における看護婦等の養成、看護婦等養成所に対する助成、琉球大学医学部創設の目的達成との調和を講じている。今後とも沖縄県における医療従事者の養成確保について十分配慮してまいりたい。

七について

要請は、項目、件数ともに多く、内容も複雑で、なお解説すべき点も多いので、連絡会議の検討結果を待つて措置することとした。

1 戰傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者特別援護法による援護の措置は、軍人軍属等国と別使用關係のある者又はそれに準ずる者に対する

予定面積は、第十四回約四百六十四万平方メートル、第十五回約二千八百八十万平方メートル及び第十六回約二千三百九十二万平方メートル計約五千七百三十六万平方メートルで、返還の実績は、昭和五十三年五月一日現在それ約百四十六万平方メートル、約一千百三十七万平方メートル計約二百三十五万平方メートル計約千五百十八万平方メートルである。

3 第十四回、第十五回及び第十六回の安全保障協議委員会において了承された沖縄県における移設を条件として返還される米軍施設及び区域の移設工事については、早期処理が図られるものから順次実施しているところである。

なお、これら移設工事に必要な工事費の概数は現段階で試算すれば約千九百億円程度と見込まれる。

4 政府としては、今後とも第十四回、第十五回国及び第十六回安全保障協議委員会において了承された米軍施設及び区域の整理統合計画の実施の推進を図るとともに、沖縄振興開発計画等と日米安全保障条約の目的達成との調和を図りつつ、沖縄の米軍施設及び区域の整理統合の推進に努めていく考えである。

本年五月十七日夜、海上自衛隊岩国基地所属の対潜哨戒飛行艇P.S.Y.（小笠原常雅機長）が高知県高岡郡橋原町松原の山中に墜落し、搭乗していた自衛隊員全員が死亡した。

今回の事故は、十三名の乗員とその家族の不幸にとどまらず、四国住民の生命と安全、安保を優先させた四国海域の軍事利用の危険を改めて浮き彫りにした。

防衛庁が今回の事故の原因等全ばうを明らかにし、再びこのような事故を起こさないようになることは國民に対しても当然かつ緊急の責務である。しかし今回の事故に関しては、事故発生当初の海上自衛隊岩国基地当局の発表と、その後の海上幕僚監部の記者発表とで大きく食い違い、國民は眞実について重大な疑惑を抱かざるを得ない。

なお、防衛庁防衛局運用課の広中部員は、事故発生に至った情況について本員に対し次のように説明している。

八について

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者特別援護法による援護の措置は、軍人軍属等国と別使用關係のある者又はそれに準ずる者に対する

し、使用者としての國が國家補償の精神に基づき行っているものである。

このような事情にない一般の沖縄戦被災者及びその遺族で生活上の援助を必要とする者については、一般の社会保障施策の充実により対処していくことが適当であると考えている。

右答弁する。

ける施設及び区域の整理統合計画による返還されたので帰還した。その際に第三十一航空群に国籍不明の潜水艦を発見したことを報告した。

② 同日二十一時十五分ころ、豊後水道での訓練を終え、岩国基地上空で訓練中の第三十一航空群所属の対潜哨戒飛行艇五八一二号機に対し、「国籍の確認のため高知沖に向かうよう」指令。同機は四国山地を越える経路で高知沖に向かって二十時四十五分ころ墜落した。

③ 潜水艦の国籍が判明したのは同日二十二時三十分ころであり、米軍に問い合わせた結果判明した。

以上であるが、この説明からも疑惑は増大せざるを得ない。従つて次の事項について質問する。

一 墜落した海上自衛隊第三十一航空群所属五八二号機の事故当日の行動・任務を明らかにすることは、事故原因の究明にとって重要な問題である。次の点について詳細に明らかにされたい。

1 五八一二号機の訓練内容、訓練地域、訓練時間を見明らかにすること。

2 同機機長（小笠原一尉）のパイロット経験、P.S.Y.機の操縦時間、機長服務時間を見明らかにすること。

3 同機を、国籍不明潜水艦発見後一時間以上も経過した後に、また、発見した五八二号機が発見水域を離れてから一時間以上経過した後に「国籍確認」のため派遣したのは何故か。

4 同機への「指令」内容はどのようなものであったのか。また、誰が指令したのか。

5 同機の当日の飛行経路、事故の発生した時間及び確認に至る経過を明らかにすること。

6 山に衝突した原因は何か。操縦ミスか、計器不良か、気流等気象条件によるものか原因を明らかにし、公表すること。

二 国籍不明潜水艦を発見した同所屬の五八二号機の行動には極めて疑問な点が幾つか残されて

いる。また、浮上潜水艦及び同行水上艦艇発見後三時間半以上経過しなければ国籍が判明しなかつたのは理解に苦しむところであり、今回の事故は自衛隊の「対潜哨戒行動」の在り方にも問題があると考えられるものであり、次の点についても明らかにすることが必要である。

1 五八一三号機の行動・任務について

① 五月十七日、国籍不明の潜水艦等を「発見」した五八一三号機の同日の訓練内容及び訓練区域、また、岩国基地を出発した時間、同訓練区域に至る経路及び国籍不明の潜水艇と同行している水上艦艇を発見した時間、発見地点(緯度・経度)について明らかにすること。

② 国籍不明の潜水艇等の航行の方向、浮上し航行していたという同潜水艇の種類及び名称、同行していた艦艇の艦種及び艦名(ないし艦籍番号)、国籍について明らかにすること。

③ 同機(五八一三号機)が一時間以上遅延していながら国籍を確認できなかつた理由、

また、同機が国籍不明の潜水艇を発見しながら一時間以上も報告しなかつた理由、同機が発見水域を離れた時間及び岩国基地に着水した時間について明らかにすること。

④ 同機を潜水艇の国籍を確認しないまま帰任せられた理由及び第三十一航空群からの指令内容を明らかにすること。

⑤ 浮上潜水艇及び同行水上艦艇の国籍を確認するため採られた措置及び確認に至る経過を時間で明らかにすること。

⑥ 自衛隊航空機は、航行中の米軍機や韓国機などの「同盟」軍機はもとより、浮上航行する艦艇に対する敵味方識別装置を作動させるのが通常であるが、五八一三号機PS-1機はなぜ敵味方識別装置を使用しようとしたか。

⑦ 五八一三号機の行動及び五八一二号機の

「国籍確認のため」の行動なるものの実際は、米第七艦隊と自衛隊PS-1との対潜合演習ではなかつたのか。

2 岩国基地における「対潜哨戒作戦」の実態について

① 岩国基地に駐屯する海上自衛隊第三十一航空群及び第五十一航空隊の任務、所属人員、機種(機数も含めて)は何か。

② 同群所属の通常訓練地域及び訓練内容、訓練日及び年間訓練回数を明らかにすること。

③ 公海上上を国籍不明の艦船が航行していることを発見すると、自衛隊は国籍確認のための作業を必ず行うのか。その場合実施部隊に任務を命ぜる地域は我が国沿岸から何百キロメートルの範囲までか。その任務の法的根拠は何か。

④ 過去五年間、通常ルートをとらないで、すなわち四国を横断して高知沖等に飛行した回数及びその経路、また、その理由を明らかにすること。

三 今回の事故からみて、自衛隊の訓練のため四国上空を飛行経路とすることは、四国住民の生命と安全を守る上から許されないことである。今後市街地等住民が多数居住している上空は飛行しないようすべきであると思うが、防衛庁の見解を明らかにされたい。

昭和五十三年六月六日

内閣総理大臣 福田 起夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員山原健二郎君提出自衛隊の対潜飛行墜落事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員山原健二郎君提出自衛隊の対潜飛行墜落事故に関する質問に対する

答弁書

1について

1 PS-1 第五八一二号機(以下「事故機」という。)は、五月十七日十七時頃岩国を出発し、十八時頃から二十一時十五分頃までの間、豊後水道、伊予灘、岩国沖において、離着水訓練等の基本訓練を実施した。

2 事故機の機長は、昭和五十年二月に水上固定翼機の操縦士資格を取得した。その総飛行時間は千六百二十五時間、PS-1型機での飛行時間は千五百七時間、機長としての飛行時間は百四十三時間である。

3 及び4 第三十一航空群司令は、PS-1第581号機から国籍不明の潜水艇等(以下「目標」という。)を発見した旨の報告の受領後、この目標について更に調査を行う必要がある。第五八一二号機から国籍不明の潜水艇等(以下「目標」という。)を発見した旨の報告の受領後、この目標について更に調査を行う必要があり、第五八一二号機の報告の送信後約一時間で、同機は目標を離れて高知沖等に飛行した回数及びその経路、また、その理由を明らかにすること。

5 五月十七日二十一時二十分頃、目標の監視を命ぜられた事故機は、目標が航行していると予測される海域へのほぼ直行経路に当たる四国上空を横断する経路を探つて飛行したとの推定される。

6 事故原因は調査中である。

二について

1 ① 第五八一二号機は、五月十七日十六時頃岩国を出発し、豊後水道を経て四国沖の訓練区域に進出し、航法訓練を実施中十九時過ぎ頃、足摺岬南東約百五十マイル付近で目標を発見した。

2 これらの目標は、浮上航行する潜水艇、水上艦艇各一隻であり、照会の結果、米国籍のものと判断される。

3 及び4 第五八一二号機が目標を発見したのは、訓練中であつたので、訓練に支障のない範囲で監視を行つたが、同機には艦型識別の熟練者が乗組んでいたことがあつて、国籍等を判別できなかつたものと想えられる。

5 同機は、二十時頃訓練を終了したので、訓練区域を離れ、発見報告及び帰投する旨の通報を第三十一航空群司令部に送信し、二十一時二十分頃岩国に帰投した。

6 五月十七日二十時四十五分頃、第五八一二号機から報告を受けた第三十一航空群司令は、直ちにこれらの目標が海上自衛隊に所属するものかどうかを上級司令部に照会したが、海上自衛隊には該当するものがなかつた。このため、自衛隊司令部が、在

日本に照会したところこれらの目標は米軍に属するものと判断されたので、同司令部は、二十二時三十分頃、航空集団司令部を通じて第三十一航空群司令に伝達した。

6 PS-1型機は、米軍が装備している敵味方識別装置をどう載していい。

7 そのような事実は全くない。

2① 第三十一航空群は、周辺海域の監視、哨戒、海上交通の保護、海上における救難等

及びこれらに必要な訓練を任務とし、定員約千人、PS-1型機(対潜飛行艇)及びU

S-1型機(救難飛行艇)約十五機から成つてゐる。

第五十一航空隊岩国航空分遣隊は、海上自衛隊の使用するPS-1型機の運用に関する調査研究並びにPS-1型機及びその

とう載装備品の性能及び用法に関する試験の実施を任務とし、定員約三百人、PS-1型機五機から成つてゐる。

② 第三十一航空群は、通常、岩国沖、伊予灘、豊後水道南方及び四国沖において離着水訓練、計器飛行訓練、航法訓練、救難訓練、戦術訓練等を気象条件の許す限り毎日実施している。

③ 海上自衛隊の監視活動は、防衛庁設置法第五条第二十号の規定に基づく隊務の遂行に必要な調査の一環として行つてゐるものであり、我が國周辺の海域において常規的に実施するほか、自衛艦隊司令官等部隊の長が必要と認める場合にも実施する。

④ 飛行経路についての記録は取つていな三について

自衛隊の航空機の飛行及び飛行訓練は、航空法等の規定するところに従い、安全には最大の配慮を払つて実施しているが、事故原因の究明、再発の防止等航空安全対策には万全を期する所存である。

右答弁する。

一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。衆議院議員馬場昇君提出水俣病及び水俣病に連する諸施策に関する質問に対する答弁書衆議院議員栗林三郎君提出出稼労働者の職場の

安全衛生確保に関する質問に対する答弁書

水俣病及び水俣病に関する諸施策に関する質問主意書

昭和五十三年五月十七日
提出者 馬場 昇

衆議院議長 保利 茂殿

水俣病及び水俣病に関する諸施策に関する質問主意書

昭和五十三年五月十七日
提出者 馬場 昇

衆議院議長 保利 茂殿

水俣病問題は、その事実判明後二十数年を経た今日、なおまだ昏迷の状態にあります。直接加害者はチッソ株式会社(以下「チッソ」といふ)であります。しかし、想像を絶する不知火海一帯の汚染の広がり、患者・被害の増大は、ひとえに行政対応の不十分さ、原因究明の懈怠被害の隠蔽、諸施策に対する不作為に起因していることは

(昭和四十六年八月六日)
認定棄却にかかる行政不服審査請求裁決

水俣病被害者補償金内払請求仮処分申請事件
決定(昭和四十九年六月二十七日)

不作為の違法確認行政訴訟判決(昭和五十一
年十二月十五日)

被告川本輝夫氏に対する控訴審公訴棄却判決
(昭和五十二年六月十四日)

等々、もちろんの事実において明白であります。

政府はその事実を認め、責任を明らかにして、

諸施策を国民の前に明らかにすべきであります

が、いまだに国民の前に明示していません。それ

故、いままお患者及び国民は大きな不安の中に立たされ、行政不信、政治不信に陥つてゐる感は免れがたいものがあります。

政府はこの重大さを認識し、公平な責任ある回答を、広く患者、国民に明らかにして、緊急に対策をすべき義務があると考え、以下の質問を致します。

一 水俣病の認識について

水俣病は世界最大の水汚染公害であり、チッソの有機水銀汚染がもたらした健康被害、環境破壊並びに漁業被害などその広さ、深さは、原爆被害にも匹敵する人類の経験した最も残酷、悲惨な被害であります。政府は、水俣病についてどのような認識を持つていいられるのか。

昭和五十二年六月十四日、東京高裁においては行われたことはあるが、行政の総合調査は一度も行われていないため、被害の全体像はいまなおとらえられていない。言語に絶する水俣病の医学的病像さえも、今日なお未解明であります。水俣病被害の完全な実態把握なしには、真の水俣病対策の樹立はあり得ません。

次の諸点について、政府の見解と施策を明らかにされたい。

(1) 有機水銀に汚染された住民の数と今後水俣患者がどの位認定されると見通していられるのか。

(2) 水俣病像の解明、治療方略の開発などどのようにしようとするのか、現在の水俣病研究センターでは不十分であり、元三木環境庁長官が約束された文字どおり、世界的規模に強化すべきであります。政府の施策をお尋ねします。

(3) 健康被害だけでなく環境破壊、漁業被害、更には社会学的課題、教育問題などすべてを含めた水俣病にかかる「総合調査法(仮称)」の特別立法制定を私が提案したのに対しても、山田環境庁長官は、水俣病関係閣僚会議での検討を約束されましたが、これはどのようになつてゐるのか、説明をされたい。

水俣病に対する行政の責任について

かりでなく、その原因究明を怠り、被害を覆い隠し、諸施策に多くの不作為を指摘することができます。

前石原環境庁長官も「水俣病は、行政が積極的に動かず百人で済んだかも知れない患者を千人以上も出してしまった。水俣病に何もしなかつた行政に責任がある。国を代表して患者にお詫びする。」と現地水俣で言わされました。

行政の責任について次の点をお尋ねします。

昭和五十二年六月十四日、東京高裁においては原告川本輝夫・主文 公訴棄却は次のように述べています。

「さて、水俣病の前に水俣病はないといわれ、その原因究明に年月を要した水俣病であるが、はたしてこれを防ぐ手だけはなかつたであろうか。先に『水俣病原因究明の過程』で指摘した事項を見るとき、患者が続発し、胎児性患者まであらわれている状況のもとで、当初奇病といわれた段階から十五年間も水銀廢液が排出されている状態を放置しておかなければならぬ理由は見出せない。熊大研究班による地道にして科学的な原因究明が行われた経過の中で、熊本県警察本部も、熊本地方検察廳検察官も、その気がありさえすれば、水産資源保護法、同法等に基づいて定められた熊本県漁業調整規則、工場排水等の規制に関する法律、漁業法、食品衛生法等弁護人が引用する各種の取締法令を発動することによつて、加害者を処罰するとともに、被害の拡大を防止することができたであろうと考えられるのに、何らそのような措置に出た事蹟がみられないのは、まことに残念であり、行政、検察の怠慢として、非難されてもやむを得ないし、この意味において国・県は水俣病に対して一半の責任があるといつても過言ではない。のみならず、チッソの水銀廢液の放流の原因となつたアセトアルデヒドの製造は国家によつて容認されていたのであるから、被害民の立場からすれば、チッソと異なる意味で国家もまた加害

備充実を図つてまいりたい。

(3) 水銀汚染の実態調査については、昭和四十六年から昭和四十九年にかけて実施された水俣湾周辺地区住民健康調査、昭和四十八年に実施された有明海八代海環境総合調査等があるが、今後、更に調査を行う必要があるかどうかも含めて関係地方公共団体等と十分協議しつつ研究してまいりたい。

三について

水俣病は、人類未會有の経験であり、原因の究明に日時を要したことは事実であるが、政府は、これまで一貫して被害の拡大防止、被害者の救済等の対策を講じてきたところである。また、水俣病をめぐる刑事件については、捜査当局において所要の措置を講じてきたところである。

四について

(1) から(3)まで 御質問において引用されている判決は、検察官において上告中のものであつて未確定である。

四について
政府としても努力を払つてきた。すなわち、水俣病に関する関係閣僚会議の申合せの趣旨に沿つて、昭和五十二年七月には後天性水俣病の判断条件を明らかにし、熊本県における月間百五十人検診、百二十人審査体制の整備に努め同年十月から実現させる等、各般の施策を積極的に講じてきたところである。

認定申請の処理期間については、公害健康被害補償法上具体的な定めはなされていないが、被害者の迅速かつ公正な保護を図るという同法の目的に沿うよう、今後とも事態の進展に即応しつつ、引き続き最大限の努力を払つてまいりたい。

(4) 水俣病の認定に関する指針については、これまでの医学的見知の進展を踏まえ、医学の

関係各分野の専門家による検討の結果を取りまとめ昭和五十二年七月「後天性水俣病の判断条件について」として明らかにしたところである。

(5) 認定を受けないで死亡した認定申請者については、「後天性水俣病の判断条件について」に掲げる資料により審査がなされることとなる。

(6) 認定業務を更に促進するための現実的かつ実効ある対応策について、現在、熊本県と銳意協議を重ねているところである。

五について
(1) P.P.P.は、もともとO.E.C.D.が昭和四十七年五月及び昭和四十九年十一月に行つた理事会勧告の中で提唱された経済政策上の原則であり、その趣旨は、汚染防除費用は原則として汚染者が負担すべきであり、国はこのために援助すべきではないというものである。我が国では、公害に係る費用の負担について、従来から、汚染防除費用のほか環境復元費用及び被害救済費用についても汚染者が負担させるという考え方が提唱され、その考え方に対応した立法上の措置もなされている。

六について

(1) 一般に国又は地方公共団体が不法行為につき損害賠償の責めに任ずる場合においては、国家賠償法、民法その他の実定法の定めるところによるのであって、御質問のような政策上の原則としてのP.P.P.に反するかどうかの問題は生じない。

(3) 及び(5) チッソ株式会社に対する援助救済問題については、昭和五十三年一月二十四日の関係閣僚会議において決定された方針に従い、現在、関係省庁間で救済の具体策について検討を進めしており、可及的速やかに成果を得たいと考えている。

七について

(1) 除去基準値二十五ppmは、各分野の専門家によつて構成される中央公害対策審議会において総合的に検討された答申を受けて環境庁が定めた「水銀を含む底質の暫定除去基準」に基づいて熊本県が算定したものである。

(2) 熊本県に設置されていた技術委員会及び計画委員会においては、水俣湾の堆積汚泥処理についてそれぞれの見地から検討が行われ、その検討に基づき昭和五十年六月に堆積汚泥処理計画案及び監視基本計画案がまとまり、既に公表されていると承知している。

(3) 水俣湾堆積汚泥処理事業の実施に当たつては、二次公害の発生を防止することが、是非とも必要である。

八について

水俣・芦北地域の振興を図るため、現在、熊本県において、地元関係市町の協力を得て、振興計画の策定を進めていると承知している。

政府としては、特別法の制定は考えていないが、熊本県の策定する計画に沿つて、当該地域の振興が図られるよう、できる限り協力していく考えである。

右答弁する。

(3) 出稼労働者の職場の安全衛生確保に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

本県により、工事水域と一般水域との境界に魚介類の出入を極力防止するための仕切網等の設置がなされており、今後、これに引き続き、

陥つているのに加えて、ポリプロピレンも最近では市況が振るわず、経営は不振を続けている。

工事受託者である第四港湾建設局において北側湾口部に湾内潮流を減ずる効果をもたらすための仮締切堤を設置することとしている。

また、しゆんせつ埋立工事については、①カッターレスポンブ船等の採用、②埋立地の余水吐きから排出される余水については、排水前の十分な余水処理の実施、③試験工事の実施など、二次公害を防止するため最善の努力を払うこととしている。

更に、これら工事中の環境監視については、熊本県が、監視委員会に諮り策定した監視計画に基づき、監視を行うこととなつておる。

①カッターレスポンブ船等の採用、②埋立地の余水吐きから排出される余水については、排水前の十分な余水処理の実施、③試験工事の実施など、二次公害を防止するため最善の努力を払うこととしている。

衆議院議長 保利 茂殿 提出者 栗林 三郎

昭和五十三年六月十三日 衆議院会議録第三十六号

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(參議院回付)

島根県	島根大学	福井大学	
		福井医科大学	教育学部
山梨県	山梨大学	山梨医科大学	医学部
		山梨県	工学部
兵庫県	神戸大学	神戸商船大学	
		兵庫県	教育学部
香川県	香川大学	香川大学	医学部
		香川県	農学部
茨城県	茨城大学	茨城大学	教育学部
		茨城県	経済学部
東京都	筑波大学	筑波大学	農学部
		茨城県	医学部
神奈川県	資源化学研究所	資源化学研究所	教育学部
		神奈川県	経済学部
東京都	精密工学研究所	精密工学研究所	農学部
		東京都	医学部
東京都	工業材料研究所	工業材料研究所	教育学部
		東京都	理学部
東京都	原子炉工学研究所	原子炉工学研究所	法学部
		東京都	医学部
島根県	島根大学	島根大学	教育学部
		島根県	経済学部
島根県	島根医科大学	島根医科大学	農学部
		島根県	医学部

(印紙税法の一部改正)

9 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

10 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合センターの項を削る。

特殊法人の整理合理化を図るため、オリンピック記念青少年総合センターを解散し、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るために機関として文部省に国立オリンピック記念青少年総合センターを設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(内閣提出)に関する報告

一 議案の要旨及び目的

1 特殊法人オリンピック記念青少年総合センターは、この法律の施行の時において解散するものとし、その資産及び債務は、その時ににおいて国が承継し、一般会計に帰属するものとすること。

2 健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るために機関として、文部省に国立オリンピック記念青少年総合センターを設置すること。

3 その他の所要の改正を行うこと。

4 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

特殊法人の整理合理化を図るために、オリンピック記念青少年総合センターを解散することと

第四款 債権及び他の財産に対する強制執行(第百四十三条～第百六十七条)

17条 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行(第百六十八条～第百七十三条)

第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行(第百六十九条～第百八十条)

第四章 担保権の実行としての競売等(第百八十二条～第百九十五条)

第五章 罰則(第百九十六条～第百九十八条)

第六章 執行官による強制執行(第百九十九条～第百六百一十条)

第七章 執行官による強制執行(第百六百一十一条～第百六百一十四条)

第八章 執行官による強制執行(第百六百一十五条～第百六百一十八条)

第九章 執行官による強制執行(第百六百一十九条～第百六百二十二条)

第十章 執行官による強制執行(第百六百二十三条～第百六百二十六条)

第十一章 執行官による強制執行(第百六百二十七条～第百六百三十一条)

第十二章 執行官による強制執行(第百六百三十二条～第百六百三十五条)

第十三章 執行官による強制執行(第百六百三十六条～第百六百三十九条)

第十四章 執行官による強制執行(第百六百四十条～第百六百四十三条)

第十五章 執行官による強制執行(第百六百四十四条～第百六百四十七条)

第十六章 執行官による強制執行(第百六百四十八条～第百六百五十一条)

第十七章 執行官による強制執行(第百六百五十二条～第百六百五十五条)

第十八章 執行官による強制執行(第百六百五十六条～第百六百五十九条)

第十九章 執行官による強制執行(第百六百六十条～第百六百六十三条)

第二十章 執行官による強制執行(第百六百六十四条～第百六百六十七条)

第二十一章 執行官による強制執行(第百六百六十八条～第百六百七十一条)

第二十二章 執行官による強制執行(第百六百七十二条～第百六百七十五条)

第二十三章 執行官による強制執行(第百六百七十六条～第百六百七十九条)

第二十四章 執行官による強制執行(第百六百八十条～第百六百八十三条)

第二十五章 執行官による強制執行(第百六百八十四条～第百六百八十七条)

第二十六章 執行官による強制執行(第百六百八十八条～第百六百九十一条)

第二十七章 執行官による強制執行(第百六百九十二条～第百六百九十五条)

第二十八章 執行官による強制執行(第百六百九十六条～第百六百九十九条)

第二十九章 執行官による強制執行(第百六百三十条～第百六百三十三条)

第三十章 執行官による強制執行(第百六百三十四条～第百六百三十七条)

第三十一章 執行官による強制執行(第百六百三十八条～第百六百四十一条)

第三十二章 執行官による強制執行(第百六百四十二条～第百六百四十五条)

第三十三章 執行官による強制執行(第百六百四十六条～第百六百四十九条)

第三十四章 執行官による強制執行(第百六百五十条～第百六百五十三条)

第六条 執行官は、職務の執行に際し抵抗を受けたときは、その抵抗を排除するために、威力を用い、又は警察上の援助を求めることができる。

7 執行官以外の者で執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行う者は(以下「執行官等」という。)は、人の住居に立ち入つて職務を執行するに際し、住居主、その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわざまえのあるものに出会わないときは、市町村の職員、警察官その他証人として相当と認められる者を立ち会わせなければならない。執行官が前条第一項の規定により威力を用い、又は警察上の援助を受けるときは、同様とする。

(立会人)

8 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

9 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

10 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

11 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

12 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

13 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

14 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

15 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

16 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

(立会人)

17 執行官又は執行裁判所の命令により民事執行に関する職務を行つた者は、その抵抗を排除するには、執行官に對し、援

助を求めることができる。

又は仲裁判断
七 確定判決と同一の効力を有するもの（第二号に掲げる裁判を除く。）
(強制執行をすることができる者の範囲)
第二十三条 執行証書以外の債務名義による強制執行は、次に掲げる者に對し、又はその者た
めにすることができる。
一 債務名義に表示された当事者
二 債務名義に表示された当事者が他人のため
に当事者となつた場合のその他人
三 前二号に掲げる者の債務名義成立後の承継
人（前条第一号、第二号又は第六号に掲げる
債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継
人）
四 執行証書による強制執行は、執行証書に表示
された当事者又は執行証書作成後のその承継人
に対し、若しくはこれらの者のためにすること
ができる。

第五項に規定する債務名義による強制執行

は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物

を所持する者に対しても、することができる。

（外国裁判所の判決の執行判決）

第二十四条 外国裁判所の判決についての執行判

決を求める訴えは、債務者の普通裁判籍の所在

地を管轄する地方裁判所が管轄し、この普通裁

判籍がないときは、請求の目的又は差し押さえ

ることができる債務者の財産の所在地を管轄す

る地方裁判所が管轄する。

二 執行判決は、裁判の当否を調査しないでし

ければならない。

三 第一項の訴えは、外国裁判所の判決が、確定

したことが証明されないと、又は民事訴訟法

第二百条各号に掲げる条件を具備しないとき

は、却下しなければならない。

四 執行判決においては、外国裁判所の判決によ

る強制執行を許す旨を宣言しなければならな

い。

（強制執行の実施）

第二十五条 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、仮執行の宣言を付した支払命令により、これに表示された当事者に対し、又はその者た
めにすることができる。
（強制執行をすることができる者の範囲）
第二十六条 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保存する公証人が付与する。
2 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができる場合に、その旨を債務名義の正本の末尾に付記する方法により行う。
第二十七条 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。
3 債務名義に表示された当事者以外の者を債権者は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。
（執行文の再度付与等）
第二十八条 執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。
2 前項の規定は、仮執行の宣言を付した支払命令の正本を更に交付する場合について準用する。（債務名義等の送達）

第二十九条 強制執行は、債務名義又は確定により債務名義となるべき裁判の正本又は謄本が、あらかじめ、又は同時に、債務者に送達されたとき、裁判所は、異議についての裁判をするまでの間、担保を立てさせ、若しくは立てさせないで強制執行の停止を命じ、又は担保を立てさせてその続行を命ずることができる。急迫の

第三十条 請求が確定期限の到来に係る場合においては、強制執行は、その期限の到来後に限り、開始することができる。
（期限の到来又は担保の提供に係る場合の強制執行）
第三十一条 請求が確定期限の到来に係る場合には、強制執行は、債権者が担保を立てたことを公文書により証明したときに限り、開始することができる。
（反対給付又は他の給付の不履行に係る場合の強制執行）
第三十二条 債務者の給付が反対給付と引換えにすべきものである場合においては、強制執行は、債権者が反対給付又はその提供のあつたことを証明したときに限り、開始することができる。
（強制執行）
第三十三条 第二十七条に規定する文書の提出をすることができないときは、債権者は、執行文の付与を求めるために、執行文付与の訴えを提起することができる。
（執行文付与の訴え）
第三十四条 債務者の給付が他の給付について強制執行の目的を達することができない場合に、他の給付に代えてすべきものであるときは、強制執行は、債権者が他の給付について強制執行の目的を達することができなかつたことを証明したとき限り、開始することができる。
（執行文の付与等に関する異議の申立て）
第三十五条 執行文の付与の申立てに関する処分に對しては、裁判所書記官の処分にあつてはその裁判所書記官の所属する裁判所に、公証人の処分にあつてはその公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所に異議を申し立てることができる。
（執行文の付与等に関する異議の申立て）
第三十六条 執行文に掲げる債務名義及び同条第七号に掲げる債務名義のうち和解又は調停（上級裁判所において成立し、しくは家庭裁判所（仮執行の宣言を付した支払命令又は簡易裁判所において成立し、執行の宣言を付した支払命令又は簡易裁判所に屬しないものであるときは、その簡易裁判

事情があるときは、裁判長も、これらの処分を命ずることができる。

3 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

4 前項に規定する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

5 前各項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

6 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

7 第一項の規定による申立てについての裁判及び前項の規定による裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

8 前項に規定する裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

9 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

10 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

11 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

12 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

13 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

14 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

15 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

16 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

17 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

18 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

19 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

20 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

21 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

22 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

23 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

24 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

25 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

26 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

27 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

28 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

29 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

30 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

31 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

32 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

33 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

34 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

35 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

36 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

37 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

38 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

39 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

40 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

41 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

42 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

43 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

44 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

45 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

46 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

47 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

48 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

49 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

50 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

51 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

52 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

53 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

54 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

55 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

56 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

57 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

58 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

59 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

60 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

61 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

62 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

63 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

64 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

65 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

66 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

67 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

68 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

69 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

70 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

71 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

72 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

73 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

74 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

75 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

76 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

77 前項の規定は、第二十八条第二項の規定による仮執行の宣言を付した支払命令の正本の交付について準用する。

（執行文付与の訴え）

官報(号外)

所の所在地を管轄する (執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行 停止の裁判)	第一項の訴えについて準用する。 （執行文付与に対する異議の訴え等に係る執行 停止の裁判）
三 第二十二条第五号 債務者の普通裁判籍の 所在地を管轄する裁判 所（この普通裁判籍が ないときは、請求の日 的又は差し押さえるこ とができる債務者の財 産の所在地を管轄する 裁判所）	第三十六条 執行文付与に対する異議の訴え又は 第三十七条の規定により執行文が付 与された場合において、債権者の証明すべき事 実の到来したこと又は債務名義に表示された當 事者以外の者に対し、若しくはその者のために 強制執行をすることができることについて異議 のある債務者は、その執行文の付された債務名 義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため に、執行文付与に対する異議の訴えを提起する ことができる。
四 第二十七条の規定により執行文が付 与された場合において、債権者の証明すべき事 実の到来したこと又は債務名義に表示された當 事者以外の者に対し、若しくはその者のために 強制執行をすることができることについて異議 のある債務者は、その執行文の付された債務名 義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため に、執行文付与に対する異議の訴えを提起する ことができる。	第三十四条 第二十七条の規定により執行文が付 与された場合において、債権者の証明すべき事 実の到来したこと又は債務名義に表示された當 事者以外の者に対し、若しくはその者のために 強制執行をすることができることについて異議 のある債務者は、その執行文の付された債務名 義の正本に基づく強制執行の不許を求めるため に、執行文付与に対する異議の訴えを提起する ことができる。
五 第二十二条第二項の規定は、第一項の訴えについて 準用する。 (請求異議の訴え)	五 第二十二条第二項の規定は、第一項の訴えについて 準用する。 (請求異議の訴え)
六 第二十二条第一号又は第 四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。 以下この項において同じ。)に係る請求権の存在 又は内容について異議のある債務者は、その債 務名義による強制執行の不許を求めるために、 請求異議の訴えを提起することができます。裁判 以外の債務名義の成立について異議のある債務 者も、同様とする。	六 第二十二条第一号又は第 四号に掲げる債務名義で確定前のものを除く。 以下この項において同じ。)に係る請求権の存在 又は内容について異議のある債務者は、その債 務名義による強制執行の不許を求めるために、 請求異議の訴えを提起することができます。裁判 以外の債務名義の成立について異議のある債務 者も、同様とする。
七 確定判決についての異議の事由は口頭弁論の 終結後に生じたものに限り、仮執行の宣言を付 した支払命令についての異議の事由はその送達 後に生じたものに限る。	七 確定判決についての異議の事由は口頭弁論の 終結後に生じたものに限り、仮執行の宣言を付 した支払命令についての異議の事由はその送達 後に生じたものに限る。
八 第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した	八 第三十三条第二項及び前条第二項の規定は、 債権者が、債務名義の成立後に、弁済を受け け、又は弁済の猶予を承諾した旨を記載した

から三月を経過した日に変更されたものとみなす。ただし、配当要求の終期から三月以内にされた売却許可決定が効力を失つた場合において、第六十七条の規定による次順位買受けの申出について売却許可決定がされたとき（その決定が取り消され、又は効力を失つたときを除く。）は、この限りでない。

（不動産の滅失等による強制競売の手続の取消し）

第五十三条 不動産の滅失その他売却による不動産の移転を妨げる事情が明らかとなつたときは、執行裁判所は、強制競売の手続を取り消さなければならぬ。（差押えの登記の抹消の嘱託）

第五十四条 強制競売の申立てが取り下げられたとき、又は強制競売の手続を取り消す決定が効力を生じたときは、裁判所書記官は、その開始決定に係る差押えの登記の抹消を嘱託しなければならない。

2 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、その取下げ又は取消決定に係る差押債権者の負担とする。（売却のための保全処分）

第五十五条 債務者又は不動産の占有者が、不動産の価格を著しく減少する行為をするとき、又はそのおそれがある行為をするときは、執行裁判所は、差押債権者（配当要求の終期後に強制競売又は競売の申立てをした差押債権者を除く。次条において同じ。）の申立てにより、買受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、その行為をすることができる。

2 不動産を占有する債務者又は不動産の占有者でその占有の権原を差押債権者、仮差押債権者若しくは第五十九条第一項の規定により消滅する権利を有する者に対抗することができないものが前項の規定による命令に違反した場合にお

いて、特に必要があるときは、執行裁判所は、受人が代金を納付するまでの間、担保を立てさせて、その命令に違反した者に対し、不動産に對する占有を解いて執行官に保管させるべきことを命ずることができる。

3 申立てにより、前項の規定により不動産に立ち入り、又は變更することができる。

4 前項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定は、確定しなければ消し、又は變更することができる。

6 第二項の規定による決定は、申立人に告知され日から一週間を経過したときは、執行してはならない。

7 第二項の規定による決定は、相手方に送達される前であつても、執行することができる。

8 第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

（地代等の代払の許可）

第五十六条 建物に對し強制競売の開始決定がされた場合において、その建物の所有を目的とする地上権又は賃借権について債務者が地代又は借賃を支払わないときは、執行裁判所は、申立てにより、差押債権者がその不払の地代又は借賃を債務者に代わって弁済することを許可することができる。

2 前項第八項の規定は、前項の申立てに要した費用及び同項の許可を得て支払った地代又は借賃について準用する。

（現況調査）

第五十七条 執行裁判所は、執行官に対し、不動産の形状、占有関係その他の現況について調査を命じなければならない。

2 執行官は、前項の調査をするに際し、不動産（最低売却価額の決定等）

に立ち入り、又は債務者若しくはその不動産を占有する第三者に對し、質問をし、若しくは文書の提示を求めることができる。

3 執行官は、前項の規定により不動産に立ち入る場合において、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をすることができる。

4 前項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

5 第五十八条 執行裁判所は、評価人を選任し、不動産の評価を命じなければならない。（評価）

評価人は、第六条第二項の規定により執行官に對し援助を求めるには、執行裁判所の許可を受けなければならない。

6 前項の規定は、評価人が評価をする場合について準用する。（売却に伴う権利の消滅等）

7 前項第二項の規定は、評価人が評価をする場合について準用する。

8 第一項若しくは第二項の申立て又は同項の規定による決定の執行に要した費用は、その不動産に対する強制競売の手続においては、共益費用とする。

（不動産の上に存する先取特権、使用及び収益をしない旨の定めのある質権並びに抵当権、売却により消滅する。

2 前項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

3 不動産に係る差押え、仮差押えの執行及び第一項の規定により消滅する権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に對抗することができない不動産に係る権利の取得は、売却によりその効力を失う。

4 不動産の上に存する留置権並びに使用及び収益をしない旨の定めのない質権で第二項の規定の適用がないものについては、買受人は、これらによつて担保される債権を弁済する責めに任ざる。

5 利害關係を有する者が最低売却価額が定められる時までに第一項、第二項又は前項の規定と異なる合意をした旨の届出をしたときは、売却による不動産の上の権利の変動は、その合意に従う。

（剩余を生ずる見込みのない場合の措置）

第六十三条 執行裁判所は、不動産の最低売却価額で執行費用のうち共益費用であるもの（以下「手続費用」という。）及び差押債権者（最初の強制競売の開始決定に係る差押債権者をいう。ただし、第四十七条第四項の規定により手続を行ふ旨の裁判があつたときは、その裁判を受けた差押債権者をいう。以下この条において同じ。）の債権に優先する債権（以下この条において「優先債権」という。）を弁済して剩余を生ずる見込みがないと認めるときは、その旨を差押債権者に通知しなければならない。

第六十条 執行裁判所は、評価人の評価に基づいて最低売却価額を定めなければならない。
2 執行裁判所は、必要があると認めるときは、最低売却価額を変更することができる。

（一括売却）

第六十一条 執行裁判所は、相互の利用上不動産を他の不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

6 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

7 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

8 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

9 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

10 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

11 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

12 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

13 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

14 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

15 第二項の規定により不動産に立ち入ることを定めた不動産（差押債権者又は債務者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買収されるべきであると認めるときは、

- 2 差押債権者が、前項の規定による通知を受けた日から一週間以内に、手続費用及び優先債権の見込額を超える額(以下この条において「申出額」という。)を定めて、次の各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者がその期間内に同項の剩余を生ずる見込みがあることを証明したときは、この限りでない。
- 1 差押債権者が不動産の買受人になることができる場合 買受けの申出額が申出額に達する買受け自ら申出額で不動産を買い受ける旨の申出及び申出額に相当する保証の提供
- 2 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合 買受けの申出額が申出額に達しないときには、申出額と買受けの申出額との差額を負担する旨の申出及び申出額と最低売却価額との差額に相当する保証の提供
- 3 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、最低売却価額を超える価額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。
- 4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。
(売却の方法及び公告)
- 第五十四条 不動産の売却は、執行裁判所の定め
- 2 不動産の売却の方法は、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める。
- 3 執行裁判所は、入札又は競り売りの方法によ

た日から一週間以内に、手続費用及び優先債権の見込額を超える額(以下この条において「申出額」という。)を定めて、次の各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。ただし、差押債権者がその期間内に同項の剩余を生ずる見込みがあることを証明したときは、この限りでない。

1 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合 買受けの申出額が申出額に達する買受け自ら申出額で不動産を買い受ける旨の申出及び申出額に相当する保証の提供

2 差押債権者が不動産の買受人になることができない場合 買受けの申出額が申出額に達しないときには、申出額と買受けの申出額との差額を負担する旨の申出及び申出額と最低売却価額との差額に相当する保証の提供

3 前項第二号の申出及び保証の提供があつた場合において、最低売却価額を超える価額の買受けの申出がないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

4 第二項の保証の提供は、執行裁判所に対し、最高裁判所規則で定める方法により行わなければならない。
(売却の方法及び公告)

第五十五条 不動産の表示、最低売却価額並びに売却の日時及び場所を公表しなければならない。

4 前項の場合においては、裁判所書記官は、売却すべき不動産の表示、最低売却価額並びに売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせないことができる。

1 他の者の買受けの申出を妨げ、若しくは不當に価額を引き下げる目的をもつて連合する等売却の適正な実施を妨げる行為をし、又はその行為をさせた者

2 他の民事執行の手続の売却不許可決定において前号に該当する者と認定され、その売却不許可決定の確定の日から二年を経過しない者

3 民事執行の手続における売却に関し刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条から第九十六条ノ三まで、第一百九十七条から第一百九十七条ノ四まで又は第一百九十八条の規定により刑に処せられ、その裁判の確定の日から二年を経過しない者

(買受けの申出の保証)

第六十六条 不動産の買受けの申出をしようとする者は、最高裁判所規則で定めるところにより、執行裁判所が定める額及び方法による保証を提供しなければならない。

(次順位買受けの申出)

第六十七条 最高価買受申出人に次いで高額の買受けの申出をした者は、その買受けの申出の額が、最低売却価額を超え、かつ、最高価買受申出人の申出の額から買受けの申出の保証の額を控除した額を超える場合に限り、売却の実施の終了までに、執行官に対し、最高価買受申出人が次のいずれかに該当すること。

イ その強制競売の手続において第六十五条第一号に規定する行為をした者
ロ その強制競売の手続において、代金の納付をしなかつた者又は自己の計算において

その者に買受けの申出をさせたことがある

り売却をするときは、売却の日時及び場所を定め、執行官に売却を実施させなければならぬ。ただし、それぞれ当該各号に定める申出額に応じ、それぞれ当該各号に定める申出及び保証の提供をしないときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てに係る強制競売の手続を取り消さなければならない。

(元却の場所の秩序維持)

第六十五条 執行官は、次に掲げる者に対し、売却の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は買受けの申出をさせないことができる。

(売却の許可又は不許可に関する意見の陳述)

第六十九条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならぬ。

(売却決定期日)

第六十条 執行裁判所は、売却決定期日を開き、売却の許可又は不許可を言い渡さなければならぬ。

(債務者の買受けの申出の禁止)

第六十一条 債務者は、買受けの申出をすることができない。

(債務者の買受けの申出の禁制)

第六十二条 売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合には、執行裁判所は、他の事由により売却不許可決定をするときは、他の事由により売却不許可決定をするときは除き、売却決定期日を開くことができない。

(売却の実施の終了から売却決定期日の終了までの間に第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出があつた場合の措置)

七 売却の手続に重大な誤りがあること。

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

八 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者に効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をることができる。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

六 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

七 売却の実施に重大な誤りがあること。

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

八 第六十五条第二号又は第三号に掲げる者に効力を失うときは、自己の買受けの申出について売却を許可すべき旨の申出(以下「次順位買受けの申出」という。)をることができる。

(債務者の買受けの申出の禁制)

九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

十 最低売却価額若しくは一括売却の決定、物件明細書の作成又はこれらの手続に重大な誤りがあること。

十一 売却の実施に重大な誤りがあること。

(売却の実施の終了後に執行停止の裁判等の提出があつた場合の措置)

十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

十八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

十九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十一 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

二十九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十一 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

三十九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十一 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

四十九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十一 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

五十九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十一 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

六十九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十一 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十八 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

七十九 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十一 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十二 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十三 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十四 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十五 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十六 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

(債務者の買受けの申出の禁制)

八十七 第六十五条第一項の規定による売却の不許可の申出があること。

- 3 執行裁判所は、債務者以外の占有者に対し第一項の規定による決定をする場合には、その者を審査しなければならない。ただし、事件の記録上その者が買受人に対抗することができる権原により占有しているものでないことが明らかであるとき、又は既にその者を審査しているときは、この限りでない。
- 4 第一項の申立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。
- 5 第二項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。
- (売却代金の配当等の実施)
- 第八十四条 執行裁判所は、代金の納付があつた場合には、次項に規定する場合を除き、配当表に基づいて配当を実施しなければならない。
- 2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売却代金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行裁判所は、売却代金の交付計算書を作成して、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
- 3 第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。
- 4 代金の納付後に第三十九条第一項第一号から第六号までに掲げる文書の提出があつた場合において、他に売却代金の配当又は弁済金の交付(以下「配当等」という。)を受けるべき債権者があるときは、執行裁判所は、その債権者のために配当等を実施しなければならない。
- (配当表の作成)
- 第八十五条 執行裁判所は、配当期日において、配当表を作成する。
- 2 配当期日には、第八十七条第一項各号に掲げる債権者及び債務者を呼び出さなければならぬ。
- 3 執行裁判所は、配当期日において、配当表の

作成に關し、出頭した債権者及び債務者を審査し、並びに即時に取り調べができる書証の取調べをすることができる。

4 配当表には、売却代金の額のほか、各債権者について、債権の元本、利息その他の附帯の債権、執行費用の額並びに配当の順位及び額を記載しなければならない。

5 前項に規定する配当の順位及び額は、配当期日においてすべての債権者間に合意が成立した場合にはその合意により、その他の場合には民法、商法その他の法律の定めるところにより記載しなければならない。

(売却代金)

第八十六条 売却代金は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産の代金
- 二 第六十三条第二項第二号の規定により提供した保証のうち申出額から代金の額を控除した残額に相当するもの
- 三 第八十一条第一項後段の規定により買受人が返還を請求することができない保証
- 2 第六十二条の規定により不動産ごとに売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の総額を各不動産の最低売却価額に応じて案分して得た額とする。各不動産ごとの執行費用の負担についても、同様とする。
- 3 第七十八条第三項の規定は、第一項第二号又は第三号に規定する保証が金銭の納付以外の方法で提供されている場合の換算について準用する。
- (配当等を受けるべき債権者の範囲)
- 第八十七条 売却代金の配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる者とする。
- 一 差押債権者(配当要求の終期までに強制競売又は一般的の先取特權の実行としての競売のい。)

- 2 第九十条 配当異議の申出
- 3 第八十九条 配当表に記載された各債権者の債権又は配当の額について不服のある債権者及び債務者は、配当期日において、異議の申出(以下「配当異議の申出」という。)をすることができる。
- 4 執行裁判所は、配当異議の申出のない部分に
- 三 差押え(最初の強制競売の開始決定に係る差押えをいう。次号において同じ。)の登記前に登記された仮差押えの債権者に登記前の登記前に登記された先取特權(第一号又は第二号に掲げる債権者が有する一般の先取特權を除く)、質権又は抵当権で売却により消滅するものを有する債権者(その抵当権に係る抵当証券の所持人を含む。)の登記後に登記されたものである場合には、その債権者は、仮差押えが本來の訴訟において敗訴し、又は仮差押えがその効力を失つたときに限り、配当等を受けることができる。
- 四 差押えに係る強制競売の手続が停止され、第四十七条第四項の規定による手続を続行する旨の裁判がある場合において、執行を停止された差押債権者がその停止に係る訴訟等において敗訴したときは、差押えの登記後続行の裁判に係る差押えの登記前に登記された第一項第四号に規定する権利を有する債権者は、配当等を受けられることができる。
- 5 執行力のある債務名義の正本を有する債権者に對し配当異議の申出をした債務者は、請求異議の訴えを提起しなければならない。
- 6 配当異議の申出をした債権者又は債務者が、配当期日(知れていない抵当証券の所持人に対する配当異議の申出については、その所持人を知った日)から一週間以内に、執行裁判所に対して配当異議の申出にあつては、その所持人を記載した配当異議の申出は、取り下げたものとみなす。
- 7 第九十一条 配当等の額の供託
- 2 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。
- (配当等の額の供託)
- 第八十八条 確定期限の到来していない債権は、配当等については、弁済期が到来したものとみなす。
- 2 前項の債権が無利息であるときは、配当等の日から期限までの法定利率による利息との合算額がその債権の額となるべき元本額をその債権の額とみなして、配当等の額を計算しなければならない。
- 3 第九十二条 配当等を受けるべき債権の債権について次に掲げる事由があるときは、裁判所書記官は、その配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。
- 一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。
- 二 仮差押債権者の債権であるとき。
- 三 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。
- 4 その債権に係る先取特權、質権又は抵当権(以下この項において「先取特權等」という。)の実行を一時禁止する裁判の正本が提出され

ているとき。

五 その債権に係る先取特権等が仮登記されたものであるとき。

六 仮差押え又は執行停止に係る差押えの登記後に登記された先取特権等があるため配当額が定まらないとき。

七 配当異議の訴えが提起されたとき。

2 裁判所書記官は、配当等の受領のために執行裁判所に出頭しなかつた債権者（知れていない抵当証券の所持人を含む。）に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

（権利確定等に伴う配当等の実施）

第九十一条 前条第一項の規定による供託がされた場合において、その供託の事由が消滅したときは、執行裁判所は、供託金について配当等を実施しなければならない。

2 前項の規定により配当を実施すべき場合において、前条第一項第一号から第五号までに掲げる事由による供託に係る債権者若しくは同項第六号に掲げる事由による供託に係る仮差押債権者若しくは執行を停止された差押債権者に対して配当を実施することができなくなつたときは、又は同項第七号に掲げる事由による供託に係る債権者が債務者の提起した配当異議の訴えにおいて敗訴したときは、執行裁判所は、配当異議の申出をしなかつた債権者のために配当表を変更しなければならない。

官報(号外)

第三回 強制管理

（開始決定等）

第九十三条 執行裁判所は、強制管理の手続を開始するには、強制管理の開始決定をし、その開始決定において、債権者ために不動産を差し押える旨を宣言し、かつ、債務者に対し収益の処分を禁止し、及び収益の給付義務を負う第三

者があるときは、その第三者に対し収益を管理人に給付すべき旨を命じなければならない。

2 前項の収益は、既に収穫し、又は後に収穫するべき天然果実及び既に弁済期が到来し、又は後に弁済期が到来すべき法定果実とする。

3 第一項に規定する第三者に対する同項の開始決定の効力は、開始決定がその第三者に送達された時に生ずる。

4 第一項の開始決定に対しては、執行抗告をすることができる。

（管理人の選任）

第九十四条 執行裁判所は、強制管理の開始決定と同時に、管理人を選任しなければならない。

2 信託会社、銀行その他の法人は、管理人となることができる。

（管理人の権限）

第九十五条 管理人は、強制管理の開始決定がされた不動産について、管理並びに収益の收取及び換価をすることができる。

2 管理人は、民法第六百二条に定める期間を超えて不動産を賃貸するには、債務者の同意を得て

なければならない。

3 管理人が数人あるときは、共同してその職務を行なう。ただし、執行裁判所の許可を受けて、職務を分掌することができる。

4 管理人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

（収益等の分与）

第九十八条 強制管理により債務者の生活が著しく困窮するとなるときは、執行裁判所は、申立てにより、管理人に対し、収益又はその換価代金からその困窮の程度に応じ必要な金銭又は収益を債務者に分与すべき旨を命ずることができる。

（強制管理のための不動産の占有等）

第九十九条 管理人は、不動産について、債務者の占有を解いて自らこれを占有することができます。

2 管理人は、前項の場合において、閉鎖した戸を開く必要があると認めるときは、執行官に対し援助を求めることができる。

3 第五十七条第三項の規定は、前項の規定により援助を求められた執行官について準用する。

（建物使用の許可）

第九十七条 債務者の居住する建物について強制管理の開始決定がされた場合において、債務者が他に居住すべき場所を得ることができないとときは、執行裁判所は、申立てにより、債務者及びその者と生計を一にする同居の親族（婚姻又は縁組の届出をしていないが債務者と事実上夫婦又は養親子と同様の関係にある者を含む。以下「債務者等」という。）の居住に必要な限度において、期間を定めて、その建物の使用を許可することができる。

2 債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事

てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

3 前二項の申立てについての決定に対しても、執行抗告をすることができる。

（管理人の監督）

第九十九条 管理人は、執行裁判所が監督する。

（管理人の注意義務）

第一百条 管理人は、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならぬ。

2 管理人が前項の注意を怠つたときは、その管理人は、利害関係を有する者に対し、連帯して損害を賠償する責めに任ずる。

（管理人の報酬等）

第一百一条 管理人は、強制管理のため必要な費用の前払及び執行裁判所の定める報酬を受けるこ

をすることができる。

(管理人の解任)

第一百二条 重要な事由があるときは、執行裁判所は、利害関係を有する者の申立てにより、又は職権で、管理人を解任することができる。この場合においては、その管理人を審尋しなければならない。

(計算の報告義務)

第一百三条 管理人の任務が終了した場合においては、管理人又はその承継人は、遅滞なく、執行裁判所に計算の報告をしなければならない。

(強制管理の停止)

第一百四条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合においては、強制管理は、配当等の手続を除き、その時の態様で継続することができる。この場合においては、管理人は、配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならぬ。

2 前項の規定により供託された金銭の額で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができるときは、執行裁判所は、配当等の手続を除き、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(配当要求)

第一百五条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者は、執行裁判所に対し、配当要求をすることができる。

- 2 配当要求を却下する裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

(配当等に充てるべき金銭等)

第一百六条 配当等に充てるべき金銭は、第九十八条第一項の規定による分与をした後の収益又は税その他公課及び管理人の報酬その他の必要な費用を控除したものとする。

2 配当等に充てるべき金銭を生ずる見込みがないときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(管理人による配当等の実施)

第一百七条 管理人は、前条第一項に規定する費用を支払い、執行裁判所の定める期間ごとに、配当等を実施しなければならない。

2 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて配当等に充てるべき金銭で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合は、管理人は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。

3 前項に規定する場合を除き、配当等に充てるべき金銭の配当について債権者間に協議が調つたときは、管理人は、その協議に従い配当を実施する。

(強制競売の規定の準用)

4 配当等を受けるべき債権者は、第一項の期間の満了までに、強制管理の申立てをした差押債権者及び仮差押債権者並びに配当要求をした債権者

権者とする。

5 第三項の協議が調わないとときは、管理人は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

(管理人による配当等の額の供託)

第一百八条 配当等を受けるべき債権者の債権が、仮差押債権者の債権であるとき、又は第三十九条第一項第七号に掲げる文書の提出されている債権であるときは、管理人は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。債権者が配当等の受領のために出頭しなかつたときは、同様とする。

(執行裁判所による配当等の実施)

第一百九条 執行裁判所は、第一百七条第五項の規定による届出があつた場合には直ちに、第一百四条第一項又は前条の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を実施しなければならない。

(弁済による強制管理の手続の取消し)

第一百十条 各債権者が配当等によりその債権及び執行費用の全部の弁済を受けたときは、執行裁判所は、強制管理の手続を取り消さなければならない。

(強制競売の手続の取消し)

第一百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等)

第一百十四条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他

の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。ただしその開始決定前にされた開始決定により船

条、第五十四条、第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は強制管理について、第八十四条第一項及び第二項、第八十五条並びに第八十九条から第九十二条までの規定は第百九条の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について適用する。この場合において、第八十四条第三項及び第四項中「代金の納付後」とあるのは、「第百七条第一項の期間の経過後」と読み替えるものとする。

(船舶執行の方法)

第二款 船舶に対する強制執行

その他のいかい又は主としていかいをもつて運転する舟を除く。以下この節において「船舶」といふ。()は、強制競売の方法により行う。

(執行裁判所)

第一百十二条 総トン数二十トン以上の船舶(端舟)の()に対する強制執行(以下「船舶執行」という。)は、強制競売の方法により行う。

(船舶執行)

第一百十三条 船舶執行については、強制競売の開始決定の時の船舶の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

(開始決定等)

第一百十四条 執行裁判所は、強制競売の手続を開始するには、強制競売の開始決定をし、かつ、執行官に対し、船舶の国籍を証する文書その他

の船舶の航行のために必要な文書(以下「船舶国籍証書等」という)を取り上げて執行裁判所に提出すべきことを命じなければならない。ただしその開始決定前にされた開始決定により船

官 報 号 (外)

- 服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
- 二 債務者等の生活に必要な一月間の食料及び燃料
- 三 標準的な世帯の一月間の必要生計費を勘案して政令で定める額の金錢
- 四 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができる種子その他これに類する農産物
- 五 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
- 六 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は商業に從事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)
- 七 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
- 八 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物
- 九 債務者に必要な糸謹、日記、商業帳簿及び名譽を表章する物
- 十 債務者等の学校その他の教育施設における表章する書類
- 十一 債務者等の学校その他の教育施設における表章する物

- 十二 発明又は著作に係る物で、まだ公表していないもの
- 十三 債務者等に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
- 十四 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品
- (差押禁止動産の範囲の変更)
- 第一百三十二条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押えの全部若しくは一部の取消しを命じ、又は前条各号に掲げる動産の差押えを許すことができる。
- 2 事情の変更があったときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押えが取り消された動産の差押えを許し、又は同項の規定による差押えの全部若しくは一部の取消しを命ずることができる。
- 3 前二項の規定により差押えの取消しの命令を求める申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てる
- 4 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しごとくことができる。
- 5 第一項又は第二項の申立てを却下する決定及びこれらの規定により差押えを許す決定に対しごとくことができる。

- 6 第三項の規定による決定に對しては、不服を申し立てることができない。
- (先取特権者等の配当要求)
- 第七百三十三条 先取特権又は質権を有する者は、その権利を証する文書を提出して、配当要求をすることができる。
- (売却の方法)
- 第七百三十四条 執行官は、差押物を売却するには、入札又は競り売りのほか、最高裁判所規則で定める方法によらなければならない。
- (売却の場所の秩序維持等に関する規定の準用)
- 第七百三十五条 第六十五条及び第六十八条の規定は、差押物を売却する場合について準用する。
- (手形等の提示義務)
- 第七百三十六条 執行官は、手形、小切手その他の金銭の支払を目的とする有価証券でその権利の行使のため定められた期間内に引受け若しくは支払のための提示又は支払の請求(以下「提示等」という。)をするもの(以下「手形等」という。)を差し押さえた場合において、その期間の始期が到来したときは、債務者に代わって手形等の提示等をしなければならない。
- (執行停止中の売却)
- 第七百三十七条 第三十九条第一項第七号又は第八号に掲げる文書の提出があつた場合において、差押物について著しい価額の減少を生ずるおそれがあるとき、又はその保管のために不相応な費用を要するときは、執行官は、その差押物を

- 売却することができる。
- 2 執行官は、前項の規定により差押物を売却したときは、その売得金を供託しなければならない。
- (有価証券の裏書等)
- 第七百三十八条 執行官は、有価証券を売却したときは、買受人のために、債務者に代わって裏書又は名義書換えに必要な行為をすることができる。
- (執行官による配当等の実施)
- 第七百三十九条 債権者が一人である場合又は債権者が二人以上であつて売得金、差押金若しくは手形等の支払金(以下「売得金等」という。)で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、執行官は、債権者に弁済金を交付し、剩余金を債務者に交付する。
- 2 前項に規定する場合を除き、売得金等の配当について債権者間に協議が調つたときは、執行官は、その協議に従い配当を実施する。
- 3 前項の協議が調わないとときは、執行官は、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
- 4 第八十四条第三項及び第四項並びに第八十八条の規定は、第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合について準用する。
- (配当等を受けるべき債権者の範囲)
- 第七百四十条 配当等を受けるべき債権者は、差押

交付を受けるまで（第百三十七条又は第一百七十三条の規定により供託された売得金について、動産執行が続行されることとなるまで）、差押金についてはその差えをするまでに、手形等の支払についてはその支払を受けるまでに配当要求をした債権者とする。

（執行官の供託）

第百四十二条 第百三十九条第一項又は第二項の規定により配当等を実施する場合において、配当等を受けるべき債権者の債権について次に掲げる事由があるときは、執行官は、その配当等の額に相当する金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

一 停止条件付又は不確定期限付であるとき。

二 仮差押債権者の債権であるとき。

三 第三十九条第一項第七号に掲げる文書が提出されているとき。

四 その債権に係る先取特権又は質権の実行を一時禁止する裁判の正本が提出されているとき。

2 執行官は、配当等の受領のために出頭しなかつた債権者に対する配当等の額に相当する金銭を供託しなければならない。

（執行裁判所による配当等の実施）

第百四十二条 執行裁判所は、第百三十九条第三項の規定による届出があつた場合には直ちに、前条第一項の規定による届出があつた場合には供託の事由が消滅したときに、配当等の手続を

実施しなければならない。

- 2 第八十四条、第八十五条及び第八十八条から第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について準用する。

第四款 債権及びその他の財産権に対する強制執行

（債権執行の開始）

第百四十三条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（以下「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

（執行裁判所）

第百四十四条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、これと同様の普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、これを所として管轄する。

2 債権執行に係る債権は、その債権の債務者が

（差押えの範囲）

第百四十六条 執行裁判所は、差し押さえるべき債権の全部について差押命令を発することができる。

2 差し押さえるべき債権は、その債権の債務者

（以下「第三債務者」という。）の普通裁判籍の所在地にあるものとする。ただし、船舶又は動産の引渡しを目的とする債権及び物上の担保権により担保される債権は、その物の所在地にある

- 3 差押えに係る債権について更に差押命令が発せられた場合において、差押命令を発した執行

は、裁判所書記官は、差押命令を送達するに際し、第三債務者に対し、差押命令の送達の日か

裁判所が異なるときは、執行裁判所は、事件を他の執行裁判所に移送することができる。

- 4 前項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

（差押命令）

第百四十五条 執行裁判所は、差押命令において、債務者に対し債権の取立てその他の処分を禁止し、及び第三債務者に対し債務者への弁済を禁止しなければならない。

2 差押命令は、債務者及び第三債務者を審尋しないで発する。

3 差押命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

4 差押との効力は、差押命令が第三債務者に送達された時に生ずる。

5 差押命令の中立てについての裁判に對しては、執行抗告をすることができる。

（差押命令の申立て）

第百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

（差押えが一部競合した場合の効力）

第百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又は板差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は板差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は板差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときは、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

（先取特権等によつて担保される債権の差押えの登記等の嘱託）

第百五十条 登記又は登録（以下「登記等」といいう。）された先取特権、質権又は抵当権によつて

ら二週間以内に差押えに係る債権の存否その他

の最高裁判所規則で定める事項について陳述すべき旨を催告しなければならない。

- 2 第三債務者は、前項の規定による催告に対し、故意又は過失により、陳述をしなかつたとき、又は不実の陳述をしたときは、これによつて生じた損害を賠償する責めに任する。

（債権証書の引渡し）

第百四十八条 差押えに係る債権について証書があるときは、債務者は、差押債権者に対し、その証書を引き渡さなければならない。

2 差押債権者は、差押命令に基づいて、第百六十九条に規定する動産の引渡しの強制執行の方法により前項の証書の引渡しを受けることができる。

（差押債権の引渡し）

第百四十九条 債権の一部が差し押さえられ、又は板差押えの執行を受けた場合において、その残余の部分を超えて差押命令が発せられたときは、各差押え又は板差押えの執行の効力は、その債権の全部に及ぶ。債権の全部が差し押さえられ、又は板差押えの執行を受けた場合において、その債権の一部について差押命令が発せられたときは、その債権の一部について差押命令が発せられたときのその差押えの効力も、同様とする。

（先取特権等によつて担保される債権の差押えの登記等の嘱託）

第百五十条 登記又は登録（以下「登記等」といいう。）された先取特権、質権又は抵当権によつて

て担保される債権に対する差押命令が効力を生じたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権について差押えがされた旨の登記等を嘱託しなければならない。

(継続的給付の差押え)

第百五十二条 給料その他継続的給付に係る債権に対する差押えの効力は、差押債権者の債権及び執行費行の額を限度として、差押えの後に受けるべき給付に及ぶ。

(差押禁止債権)

第百五十二条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の四分の三に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘定して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

一 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権
二 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権
三 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権については、その給付の四分の三に相当する部分は、差し押さえてはならない。

(差押禁止債権の範囲の変更)

第百五十三条 執行裁判所は、申立てにより、債務者及び債権者の生活の状況その他の事情を考慮して、差押命令の全部若しくは一部を取り消す

し、又は前条の規定により差し押さえてはならない債権の部分について差押命令を発することができる。

申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定により差押命令が取り消された債権を差し押さえ、又は同項の規定による差押命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 前二項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、その裁判が効力を生ずるまでの間、担保を立てさせ、又は立てさせないで、第三債務者に對し、支払その他の給付の禁止を命ずることができる。

4 第一項又は第二項の規定による差押命令の取消しの申立てを却下する決定に対しても、執行抗告をすることができる。

5 第三項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(配当要求)

第百五十四条 執行力のある債務名義の正本を有する債権者及び文書により先取特權を有することを証明した債権者は、配当要求をすることはできる。

2 前項の配当要求があつたときは、執行裁判所に供託することができる。

3 載した文書は、第三債務者に送達しなければならない。

4 配当要求を却下する裁判に対しても、執行抗告をすることができる。

(差押債権者の金銭債権の取立て)
第百五十五条 金銭の支払を目的とする債権（以下「金銭債権」という。）を差し押さえた債権者は、債務者に対して差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、その債権を取り立てることができる。ただし、差押債権者の債権及び執行費用の額を超えて支払を受けることが可能である。

2 差押債権者が第三債務者に對し差し押さえた債権に係る給付を求める訴え（以下「取立て訴訟」という。）を提起したときは、受訴裁判所は、第三債務者の申立てにより、他の債権者で訴状の送達の時までにその債権を差し押さえたものに対し、共同訴訟人として原告に参加すべきことを命ずることができる。

3 差押債権者が第三債務者から支払を受けたときは、その債権及び執行費用は、支払を受けた額の限度で、弁済されたものとみなす。

4 前項の裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

5 差押債権者は、前項の支払を受けたときは、直ちに、その旨を執行裁判所に届け出なければならぬ。

6 差押債権者が第三債務者に對し差し押さえた債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

7 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

(第三債務者の供託)

第百五十六条 第三債務者は、差押えに係る金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託することができる。

2 第三債務者は、次条第一項に規定する訴えの訴状の送達を受ける時までに、差押えに係る金銭債権のうち差し押さえられていない部分を超えて発せられた差押命令又は仮差押命令の送達を受けたときはその債権の全額に相当する金銭を、配当要求があつた旨を記載した文書の送達を受けたときは差し押さえられた部分に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託しなければならない。

3 第三債務者は、前二項の規定による供託をし

たときは、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

4 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

5 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

6 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

7 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

8 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

9 強制執行又は競売において、前項に規定する判決の原告が配当等を受けるべきときは、その配当等の額に相当する金銭は、供託しなければならない。

(債権者の損害賠償)

第百五十八条 差押債権者は、債務者に対し、差押さえた債権の行使を怠つたことによつて生じた損害を賠償する責めに任ざる。

(転付命令)

第百五十九条 執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、支払に代えて券面額で差し押さえられた金銭債権を差押債権者に転付する命令（以下「転付命令」という。）を発することができる。

2 転付命令は、債務者及び第三債務者に送達しなければならない。

3 転付命令が第三債務者に送達される時までに、転付命令に係る金銭債権について、他の債権者が差押え、仮差押えの執行又は配当要求をしたときは、転付命令は、その効力を生じない。

4 第一項の申立てについての決定に対しは、執行抗告をすることができる。

5 転付命令は、確定しなければその効力を生じない。

6 転付命令が発せられた後に第三十九条第一項

第七号又は第八号に掲げる文書を提出したこと

を理由として執行抗告がされたときは、抗告裁判所は、他の理由により転付命令を取り消す場合を除き、執行抗告についての裁判を留保しなければならない。

(転付命令の効力)

第一百六十条 差押命令及び転付命令が確定した場合においては、差押債権者の債権及び執行費用は、転付命令に係る金銭債権が存する限り、そ

の券面額で、転付命令が第三債務者に送達された時に弁済されたものとみなす。

(譲渡命令等)

第百六十二条 差し押さえられた債権が、条件付若しくは期限付であるとき、又は反対給付に係ることその他の事由によりその取立てが困難であるときは、執行裁判所は、差押債権者の申立てにより、その債権を執行裁判所が定めた価額

で支払に代えて差押債権者に譲渡する命令（以下「譲渡命令」という。）、取立てに代えて、執行裁判所の定める方法によりその債権の売却を執行官に命ずる命令（以下「売却命令」という。）又は管理人を選任してその債権の管理を命ずる命令（以下「管理命令」という。）その他相当な方法による換価を命ずる命令を発することができる。

2 執行裁判所は、前項の規定による決定をする場合には、債務者を審査しなければならない。ただし、債務者が外国にあるとき、又はその住所が知れないときは、この限りでない。

3 第一項の申立てについての決定に対しては、執行抗告をすることができる。

(船舶の引渡請求権の執行)

第百六十二条 船舶の引渡請求権を差し押さえた債務者は、債務者に対する差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者

に対し、船舶の所在地を管轄する地方裁判所の選任する保管人にその船舶を引き渡すべきことを請求することができる。

4 第一項の規定による決定は、確定しなければその効力を生じない。

(動産の引渡請求権の差押命令の執行)

第百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた債務者は、債務者に対する差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。

(動産の引渡請求権の差押命令の執行)

第百六十三条 動産の引渡請求権を差し押さえた債務者は、債務者に対する差押命令が送達された日から一週間を経過したときは、第三債務者に対し、差押債権者の申立てを受けた執行官にその動産を引き渡すべきことを請求することができる。

2 執行官は、動産の引渡しを受けたときは、動産執行の売却の手続によりこれを売却し、その売得金を執行裁判所に提出しなければならない。

3 第一項の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

(移転登記等の嘱託)

第百六十四条 第百五十条に規定する債権につい

て、転付命令若しくは譲渡命令が確定したとき、又は売却命令による売却が終了したときは、裁判所書記官は、申立てにより、その債権を取得した差押債権者又は買受人のために先取特權、質権又は抵当権の移転の登記等を嘱託し、及び同条の規定による登記等の抹消を嘱託しなければならない。

2 前条の規定による嘱託をするには、嘱託書に、転付命令若しくは譲渡命令の正本又は売却命令に基づく売却について執行官が作成した文書の謄本を添付しなければならない。

3 第一項の規定による嘱託に要する登録免許税の額を算定する場合は、その他の費用は、同項に規定する差押債権者又は買受人の負担とする。

4 第百五十条の規定により登記等がされた場合

において、差し押さえられた債権について支払又は供託があつたことを証する文書が提出されたときは、裁判所書記官は、申立てにより、その登記等の抹消を嘱託しなければならない。債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときも、同様とす

官 報 (号 外)

二 取立訴訟の訴状が第三債務者に送達された時
項の規定による供託をした時

三 売却命令により執行官が売得金の交付を受けた時

四 動産引渡請求権の差押えの場合にあつて
は、執行官がその動産の引渡しを受けた時
(配当等の実施)

第五百六十六条 執行裁判所は、第五百六十一条第六項において準用する第五百九条に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、配当等を実施しなければならない。

2 その他の財産権で権利の移転について登記等を要するものは、強制執行の管轄については、その登記等の地にあるものとする。

3 他の財産権で第三債務者又はこれに準ずる者がないものに対する差押えの効力は、差押命令が債務者に送達された時に生ずる。

4 他の財産権で権利の移転について登記等を要するものについて差押えの登記等が差押命令の送達前にされた場合には、差押えの効力は、差押えの登記等がされた時に生ずる。ただし、他の財産権で権利の处分の制限について登記等をしなければその効力が生じないもの

3 執行官は、第一項の強制執行をするに際し、債務者の占有する不動産又は船舶等に立ち入り、必要があるときは、閉鎖した戸を開くため必要な処分をることができる。

4 執行官は、第一項の強制執行においては、その目的物でない動産を取り除いて、債務者その代理人又は同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものに引き渡さなければならない。この場合において、その動産をこれらの方に引き渡すことができないとときは、執行官は、これを保管しなければならない。

2 第百二十二条第二項、第一百二十三条第二項及び前条第四項から第七項までの規定は、前項の強制執行について準用する。

(目的物を第三者が占有する場合の引渡しの強制執行)

第一百七十九条 第三者が強制執行の目的物を占有している場合においてその物を債務者に引き渡すべき義務を負つてゐるときは、物の引渡しの強制執行は、執行裁判所が、債務者の第三者に對する引渡請求権を差し押さえ、請求権の行使を債務者に許す旨の命令を発する方法により行う。

5 前項の規定による嘱託に要する登録免許税その他の費用は、同項前段の場合にあつては債務者の負担とし、同項後段の場合にあつては差押債権者の負担とする。

(配当等を受けるべき債権者の範囲)

第一百六十五条 配当等を受けるべき債権者は、次に掲げる時までに差押え、仮差押えの執行又は配当要求をした債権者とする。

第九十二条までの規定は、前項の規定により執行裁判所が実施する配当等の手続について適用する。

(その他の財産権に対する強制執行)

(第三節 金銭の支払を目的としない請求権についての強制執行)

（不動産の引渡し等の強制執行）

第一百六十八条 不動産又は人の居住する船舶等の引渡し又は明渡しの強制執行は、執行官が債務者の目的物に対する占有を解いて債権者にその占有を取得させる方法により行う。

前項の強制執行は、債権者又はその代理人が

7 前項の規定により動産を売却したときは、執行官は、その売得金から売却及び保管に要した費用を控除し、その残余を供託しなければならない。

(動産の引渡しの強制執行)

第一百六十九条 前条第一項に規定する動産以外の動産(有価証券を含む。)の引渡しの強制執行は、執行官が債務者からこれを取り上げて債権者に

5
第48条、第54条及び第81条の規定は、権利の移転について登記等を要するその他財産権の強制執行に関する登記等について
準用する。
押命令の送達後にされた場合においても、差押えの登記等が差押えの登記等がされた時に生ずる。

5 前項の規定による保管の費用は、執行費用とする。
6 第四項に規定する者に同項の動産を引き渡すことができないときは、執行官は、動産執行の売却の手続によりこれを売却することができ

官報 (外)

39

- 2 第百四十四条、第一百四十五条、第一百四十七条、第一百四十八条、第一百五十五条第一項及び第二項並びに第一百五十八条の規定は、前項の強制執行について適用する。
 (作為又は不作為の強制執行)
- 第三百七十二条 民法第四百十四条规定本文又は第三項に規定する請求に係る強制執行は、執行裁判所が民法の規定に従い決定をする方法により行う。
- 2 前項の執行裁判所は、第三十三条第二項第一号又は第二号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所とする。
- 3 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、債務者を審尋しなければならない。
- 4 執行裁判所は、第一項の決定をする場合には、申立てにより、債務者に対し、その決定に掲げる行為をするために必要な費用をあらかじめ債権者に支払うべき旨を命ずることができ。第一項の強制執行の申立て又は前項の申立てについての裁判に対しても、執行抗告をすることができる。
- 5 第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第一項の執行裁判所について準用する。

- (意思表示の擬制)
- 第三百七十三条 意思表示をすべきことを債務者に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。ただし、仮差押命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする仮差押えの執行は、執行文の付与べき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
- 2 仮差押えは、仮差押命令が言い渡された日又は債務者に対して仮差押命令が送達された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。
- 3 仮差押えは、仮差押命令が債務者に送達されるときは第二十七条第一項の規定により執行文
- 2 事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を変更することができる。
- 3 執行裁判所は、前二項の規定による決定をする場合には、申立ての相手方を審尋しなければならない。
- 4 第一項の規定により命じられた金銭の支払があつた場合において、債務不履行により生じた損害の額が支払額を超えるときは、債務者は、その超える額について損害賠償の請求をすることが妨げられない。
- 5 第一項の強制執行の申立て又は第二項の申立てについての裁判に対しては、執行抗告をすることができる。

- (仮差押えの要件)
- 第三百七十四条 仮差押えの執行は、仮差押命令の正本に基づいて実施する。ただし、仮差押命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。ただし、仮差押命令に表示された当事者以外の者に対し、又はその者のためにする仮差押えの執行は、執行文の付与された仮差押命令の正本に基づいて実施する。
- 2 仮差押えは、仮差押命令が言い渡された日又は債務者に対して仮差押命令が送達された日から二週間を経過したときは、執行してはならない。
- 3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。
- 4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する第三百七十五条の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。

- 5 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする前であつても、執行することができる。
- 4 第二十三条第一項、第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条、第三十条第二項、第三十二条から第三十四条まで、第三十六条规定は、第二十九条まで、第三十八条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第七号、第四十条並びに第41条の規定は、仮差押えの執行について準用する。
- (不動産に対する仮差押えの執行)
- 第三百七十五条 第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下この章において「不動産」という。)に対する仮差押えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は強制管理の方法により行う。これらは方法は併用することができる。
- 2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、執行裁判所として管轄する。
- 3 仮差押えの登記は、裁判所書記官が嘱託する。
- 4 強制管理の方法による仮差押えの執行においては、管理人は、次項において準用する第三百七十五条の規定により計算した配当等に充てるべき金銭を供託し、その事情を執行裁判所に届け出なければならない。
- 5 第四十五条第三項、第四十六条第二項、第十七条第一項、第四十八条第二項、第五十三条及び第五十四条の規定は仮差押えの登記をする

方法による仮差押えの執行について、第四十四条、第四十五条第二項及び第三項、第四十六条

第一項、第四十七条第一項、第二項、第四項本条及び第五項、第四十八条、第五十三条、第五

十四条、第九十三条から第百四条まで、第百六十条並びに第百七条第一項の規定は強制管理の方

法による仮差押えの執行について準用する。

(船舶に対する仮差押えの執行)

第百七十六条 第百十二条に規定する船舶(以下この章において「船舶」という。)に対する仮差押

えの執行は、仮差押えの登記をする方法又は執

行官に対し船舶国籍証書等を取り上げて執行裁

判所に提出すべきことを命ずる方法により行

う。これらの方は併用することができる。

2 仮差押えの登記をする方法による仮差押えの

執行は、仮差押えの登記をする方法又は執

行官に対し船舶国籍証書等を取り上げて執行裁

判所に提出すべきことを命ずる方法により行

う。これらの方は併用することができる。

3 第百二十二条第一項に規定する動産(以下この章において「動産」という。)に対する仮差押

えの執行は、執行官が目的物を占有する方法によ

り行う。

登記をする方法による仮差押えの執行につい

て、第四十五条第三項、第五十三条、第百六十六条及び第百十八条の規定は船舶国籍証書等の取

上手を命ずる方法による仮差押えの執行について準用する。

(動産に対する仮差押えの執行)

第百七十七条 第百二十二条第一項に規定する動産(以下この章において「動産」という。)に対する

仮差押えの執行は、執行官が目的物を占有する方法によ

り行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、執行裁判所として管轄す

る。

2 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手

形等について執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

3 執行官は、仮差押えの執行に係る金銭を供託しなければならない。仮差押えの執行に係る手

形等について執行官が支払を受けた金銭についても、同様とする。

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第百七十八条 第百四十二条に規定する債権(以

下この章において「債権」という。)に対する仮差

押えの執行は、執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法に

より行う。

2 前項の仮差押えの執行については、仮差押命令を発した裁判所が、執行裁判所として管轄す

る。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

3 第三債務者が仮差押えの執行がされた金額債権の額に相当する金額を供託した場合には、債務者が民事訴訟法第七百四十三条の規定により

仮差押命令に記載された金額に相当する金額を供託したものとみなす。ただし、その金額を超える部分については、この限りでない。

3 第百八十一条 仮処分の執行については、この条に定めるものほか、仮差押えの執行又は強制執行の例による。

2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮

處分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

3 第四十六条、第四十八条第二項、第五十三条

第一項及び第二項の規定は、第百六十七条第一項に規定する財産権(以下この章において「その他の財産権」という。)に対する仮差押えの執

行について準用する。

3 第百四十五条第二項から第五項まで、第百四

十六条から第百五十三条まで、第百五十六条、第百五十七条第三項、第四十六条第二項、第五十三

条、第四十五条第一項、第四十八条第二項、第五

十四条から第百二十九条まで、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条及び前条第三項の規定は仮差押えの

登記をする方法による仮差押えの執行について準用する。

七条の規定は、債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行について準用する。

(仮差押えの執行の取消し)

第百七十九条 債務者が民事訴訟法第七百四十三

条の規定により仮差押命令に記載された金額に相当する金額を供託したことを証明したときは、執行裁判所は、仮差押えの執行を取り消さなければならぬ。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

3 第百八十一条 仮処分の執行については、この条に定めるものほか、仮差押えの執行又は強制執

行の例による。

2 物の給付その他の作為又は不作為を命ずる仮

處分の執行については、仮処分命令を債務名義とみなす。

3 第四十六条、第四十八条第二項、第五十三

条、第五十四条並びに第百七十五条第二項及び

第三項の規定は、不動産又は登記等をすること

ができる船舶若しくはその他の財産権の処分を禁止する仮処分の執行について準用する。

4 第百七十四条第一項から第三項までの規定

登記をする方法による仮差押えの執行について準用する。

は、仮処分の執行について準用する。

第四章 担保権の実行としての競売等

(不動産競売の要件等)

第一百八十二条 第四十三条第一項に規定する不動産(同条第二項の規定により不動産とみなされるものを含む。以下「不動産」という。)を目的とする担保権の実行としての競売(以下この章において「不動産競売」という。)は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。

一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事審判法(昭和二十二年法律第百五十二号)第十五條の審判又はこれらと同一の効力を有するものの謄本

二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の謄本

三 担保権の登記(仮登記を除く。)のされている登記簿の謄本

四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書

2 抵当証券の所持人が不動産競売の申立てをするには、抵当証券を提出しなければならない。

3 担保権について承継があつた後不動産競売の申立てをする場合には、相続その他の一般承継

にあつてはその承継を証する文書を、その他の

承継にあつてはその承継を証する裁判の謄本その他の公文書を提出しなければならない。

4 不動産競売の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達に際し、不動産競売の申立てにおいて提出された前三項に規定す

る文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。

(開始決定に対する執行異議)

第一百八十二条 不動産競売の開始決定に対する執行異議の申立てにおいては、債務者又は不動産の所有者(不動産とみなされるものにあつては、その権利者)は、担保権の不存在又は消滅を理由とすることができる。

(不動産競売の手続の停止)

第一百八十三条 不動産競売の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。

3 第十二条の規定は、前項の規定による決定については適用しない。

(代金の納付による不動産取得の効果)

第一百八十四条 代金の納付による買受人の不動産の取得は、担保権の不存在又は消滅により妨げられない。

1 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の謄本

2 第百八十二条第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り

二 第百八十二条第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り

3 第百八十五条 民法第三百八十四条第二項に規定する増価競売の請求に基づく不動産競売の申立て

消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべし。

2 債権者が、前項の申立てをした日から一週間

以内に、民法第三百八十四条第一項に規定する期間内に増価競売の請求をしたことを証明しないときは、その申立ては、取り下げたものとみなす。

3 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判

上の和解の調書その他の公文書の謄本

(増価競売の請求に基づく不動産競売における保証の提供)

第一百八十六条 前条第一項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立て人が数人あるときは、最初の申立て人に対し、期間を定めて、第三取得者が提供した金額にその十分の一の額を加えた額に相当する保証の提供を命じなければならない。ただし、申立て人が不動産を取得する資格を有しないときは、第三取得者の提供した金額の十分の一の額に相当する保証の提供を命ずるものとする。

2 前項の保証の提供がないときは、執行裁判所は、不動産競売の申立てを却下しなければならない。

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請求に基づく不動産競売の申立てがあるときは、

ては、第三取得者に増価競売の請求を発した日から一週間以内にしなければならない。

2 債権者が、前項の申立てをした日から一週間

以内に、民法第三百八十四条第一項に規定する期間内に増価競売の請求をしたことを証明しないときは、その申立ては、取り下げたものとみなす。

3 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判

上の和解の調書その他の公文書の謄本

(増価競売の請求に基づく不動産競売における保証の提供)

第一百八十七条 前条第一項の申立てがあつたときは、執行裁判所は、申立て人が数人あるときは、最初の申立て人に対し、期間を定めて、第三取得者が提供した金額にその十分の一の額を加えた額に相当する保証の提供を命じなければならない。ただし、申立て人が不動産を取得する資格を有しないときは、第三取得者の提供した金額の十分の一の額に相当する保証の提供を命ずるものとする。

2 前項の保証の提供がないときは、執行裁判所は、不動産競売の申立てを却下しなければならない。

3 次条後段の場合において、他に増価競売の請求に基づく不動産競売の申立てがあるときは、

2 前項の規定による通知は、同項に規定する期間（以下「清算期間」という。）が経過する時の土地等の見積価額並びにその時の債権及び債務者等が負担すべき費用で債権者が代わつて負担したもの（土地等が二個以上あるときは、各土地等の所有権の移転によつて消滅させようとする債権及びその費用をいう。）の額（以下「債権等の額」という。）を明らかにしてしなければならない。

3 (清算金)

2 第三条 債権者は、清算期間が経過した時の土地等の価額がその時の債権等の額を超えるときは、その超える額に相当する金額（以下「清算金」という。）を債務者等に支払わなければならない。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定は、清算金の支払の債務と土地等の所有権移転の登記及び引渡しの債務の履行について準用する。

3 前二項の規定に反する特約で債務者等に不利なものは、無効とする。ただし、清算期間が経過した後にされたものは、この限りでない。

物上代位

第四条 第二条第一項に規定する場合において、
債権者のために土地等の所有権の移転に関する
仮登記がされているときは、その仮登記（以下「

「担保板登記」という。後に登記（仮登記を含

等の所有権の移転によつて消滅させようとする債権及びその費用をいう。)の額(以下「債権等の額」という。)を明らかにしてしなければならぬ。

(清算金)

第三条 債権者は、清算期間が経過した時の土地等の価額がその時の債権等の額を超えるときは、その超える額に相当する金銭（以下「清算金」という。）を債務者等に支払わなければならぬ。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百四十一
十三条の規定は、清算金の支払の債務と土地等の所有権移転の登記及び引渡しの債務の履行に

なものは、無効とする。ただし、清算期間が経過した後にされたものは、この限りでない。

く、これらの者に対し、同項の規定による通知をした旨、その通知が債務者等に到達した日及び同条の規定により債務者等に通知した事項を通知しなければならない。

する者又は後順位の担保仮登記の権利者に対抗することができない。前条第一項の規定による通知がされないで清算金の支払の債務が弁済された場合も、同様とする。

(清算金の供託)

第七条 債権者は、清算金の支払を目的とする債権につき差押え又は仮差押えの執行があつたときは、清算期間が経過した後、清算金を債務履行地の供託所に供託して、その限度において債務を免れることができる。

前項の規定により供託がされたときは、債務

者等の供託金の還付請求権につき、同項の差押え又は仮差押えの執行がされたものとみなす。

債権者は、第十五条第一項に規定する場合を

除き、供託金を取り戻すことができない。

債権者は、債務者等のほか、差押債権者又は

仮差押債権者に対しても、遅滞なく、供託の通

知をしなければならぬな。

第三回 おとこにあつては

(通知の拡束力)

第八条 債権者は、清算金の額が第一項の

規定により通知した清算金の見積額に満たない

ことを主張することができない。

第四条第一項の先取特権、質権若しくは抵當

四庫全書

権を有する者又は後順位の担保仮登記の権利者は、清算金の額が前項の見積額を超えることを主張することができない。

(債権の一部消滅)

第九条 清算期間が経過した時の土地等の価額が、反対の特約がない限り、その価額の限度において消滅する。

(法定借地権)

第十条 土地及びその上にある建物が同一の所有者に属する場合において、その土地につき担保仮登記がされたときは、その仮登記に基づく本

官 報 (号外)

登記がされる場合につき、その建物の所有を目的として土地の質貸借がされたものとみなす。

この場合において、その存続期間及び借賃は、当事者の請求により、裁判所が定める。

(受戻権)

第十一條 債務者等は、清算金の支払の債務の弁済を受けるまでは、債権等の額（債権が消滅しなかつたものとすれば、債務者が支払うべき債権等の額をいう。）に相当する金銭を債権者に提供して、土地等の所有権の受戻しを請求することができる。ただし、清算期間が経過した時か

ら五年が経過したとき、又は第三者が所有権を取得したときは、この限りでない。

(競売の請求)

第十二条 第四条第一項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、清算期間内は、これらの権利によつて担保される債権の弁済期の到来前であつても、土地等の競売を請求することができない。

(優先弁済請求権)

第十三条 担保仮登記がされている土地等に対する強制競売、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続（以下「強制競売等」とい

う。）においては、その担保仮登記の権利者は、他の債権者に先立つて、その債権の弁済を受け得ることができる。この場合における順位に関しても、その決定が清算金の支払の債務の弁済前では、その担保仮登記に係る権利を抵当権とみなし、その担保仮登記のされた時にその抵当権の設定の登記がされたものとみなす。

第十五条 担保仮登記がされている土地等につき強制競売等の開始の決定があつた場合において、その決定が清算金の支払の債務の弁済前（清算金がないときは、清算期間の経過前）にされた申立てに基づくときは、担保仮登記の権利者は、その仮登記に基づく本登記の請求をすることができない。

2 前項の場合において、担保仮登記の権利者が利息その他の定期金を請求する権利を有するときは、その満期となつた最後の二年分について

のみ、同項の規定による権利を行うことができない。

3 前項の規定は、担保仮登記の権利者が債務の不履行によつて生じた損害の賠償を請求する権利を有する場合において、その最後の二年分についても、これを適用する。ただし、利息その他の定期金と通算して二年分を超えることができない。

第十六条 担保仮登記がされている土地等につき強制競売等が行われたときは、担保仮登記に係る権利は、前条第二項の場合を除き、その土地等の売却によつて消滅する。

(強制競売等の特則)

第十七条 所有权の移転に関する仮登記がされている土地等につき強制競売等の開始の決定をしたときは、執行裁判所は、仮登記の権利者に対する強制競売、担保権の実行としての競売又は企業担保権の実行手続（以下「強制競売等」とい

う。）においては、その担保仮登記の権利者が、債務がその契約の時に特定されていないものに基づく担保仮登記は、強制競売等においては、その効力を有しない。

(強制競売等の場合の担保仮登記)

第十八条 担保仮登記の権利者は、清算金を供託した日から一月を経過した後にその担保仮登記

に基づき不動産登記法（明治三十二年法律第二百四十六号）第一百五条第一項に規定する本登記を申請する場合は、同項において準用する同法第二百四十六条第一項の規定にかかるらず、先取特権、質権若しくは抵当権を有する者又は後順位

の担保仮登記の権利者が第四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の差押えをしたこと及び清算金を供託したことと証する書面をもつてこれらの者の承諾書に代えることができる。ただし、その本登記の申請に係る土地にされた申立てに基づくときは、担保仮登記の

等につきこれらの方のため担保権の実行としての競売の申立ての登記がされているときは、この限りでない。

(破産等の場合の担保登記)

第十九条 破産財団に属する土地等についてされている担保登記（第十四条の担保登記を除く。第三項において同じ。）の権利者については、破産法（大正十一年法律第七十一号）中抵当権を有する者に関する規定を適用する。

2 破産法第九十七条の規定は、破産財団に属しない破産者の土地等についてされている担保登記の権利者について準用する。

3 担保登記に係る権利は、会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の適用に関しては、抵当権とみなす。

4 第十四条の担保登記は、破産手続及び更生手続においては、その効力を有しない。

（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）

第二十条 第一条から前条までの規定は、仮登記担保契約で、土地等の所有権以外の権利（先取特権、質権、抵当権及び企業担保権を除く。）の取得を目的とするものについて準用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第一条 この法律の規定は、この法律の施行前にされた仮登記担保契約で、この法律の施行後にその契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされている日が到来するものについても適用する。

第二十三条 この法律の公布の際、現に存する第十四条の担保登記については、政令で定める日までに仮登記担保契約に基づき消滅すべき債務が特定されたときは、その契約の時にその債務が消滅すべきものと定められていたものとみなす。

（国税徴収法の一部改正）

第二十条 第一条から前条までの規定は、仮登記七号）の一部を次のように改正する。

1 国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）「及び第十九条から第二十一条まで

（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）

第二十一条第一項中「又は先取特権」を「先取特権又は第二十三条第一項（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）に規定する担保のための仮登記」に、「先立つて」を「先立つて」に改める。

第二十二条第一項中「又は先取特権」を「先立つて」に改める。

第二十三条 国税の法定納期限等以前に納稅者の財産につき、その者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第号）第一条（趣旨）に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記又は仮登記（以下「担保のための仮登記」という。）がされているときは、その国税は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

3 第十七条第一項（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）の規定は、納稅者が担保のための仮登記がされている財産を譲り受け

たときについて、前条(第三項を除く。)の規定は、納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に担保のための仮登記をした財産を譲渡したときについて、それぞれ準用する。

4 仮登記担保契約に関する法律第一条に規定する仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく仮登記及び仮登録は、国税の滞納処分においては、その効力を有しない。

第二十五条第一項中「買戻の」を「買戻しの」に改め、「仮登記」の下に「(仮登録を含む。以下同じ。)」を加え、「差し押さえた」を「差し押された」と改める。

第五十二条の次に次の二条を加える。

(担保のための仮登記がある財産に対する差し押さえの効力)

第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律

第十五条(強制競売等の場合の担保仮登記)
(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用))において準用する場合を含む。の規定は、担保のための仮登記における財産が差し押さえられた場合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「その決定」とあるのは「その差押え」と、「申立てに基づく」とあるのは「ものである」と読み替えるものとする。

第五十五条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条各号列記以外の部分中「差し押さえた」を「差し押された」に改め、同条第一号中「第三者」の「権利」の下に「(担保のための仮登記に係る権利を除く。)」を加え、同条第三号中「仮差押」を「仮差押え」に改める。

第九十条第三項中「第二十三条第二項(担保の目的でされた仮登記と国税)の通知」を「第五十条第二号(仮登記の権利者に対する差押えの通知)の通知(担保のための仮登記に係るものに利を除く。)」を加え、同条第三号中「仮差押」を

改め、同条第一項中「並びに担保の目的でされている仮登記により保全される請求権及び第一項第一項（仮登記の）ある財産の差押の効力、の規定の適用を受ける本登記に係る権利で同条第二項の通知に係るもの」を「担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に基づく本登記（本登録を含む。）での財産の差押（本登記の）後にされたものに係る権利」に改める。

第二百一十九条第一項第一号中「差押」を「差押又は留置権」を「留置権又は担保のための仮登記」に改め、同条第三項中「（担保の目的でされている仮登記の）権利者を含む。以下第百三十二条（配当計算書）において同じ。」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「並びに」を「前項並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 換価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権契約に対する配当については、仮登記担保契約に関する法律第十三条（優先弁済請求権（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

五百三十三条第二項第一号中「又は先取特権」を「若しくは先取特権に改め、「債権」の下に「又は担保のための仮登記により担保される債権を加える。

五百三十三条第三項中「停止条件付である場合又は換価代金等が担保の目的でされている仮登記がある財産に係るものである場合（その仮登記に基く本登記が換価の時までにされている場合を除く。）」を「停止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき債権が仮登記がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合」に改める。

第五条 前条の規定による改正後の国税徴収法(以下この条において「新法」という。)の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされるる日(以下この項において「取得日」という。)が到来する当該契約に基づく仮登記及び仮登録について適用し、この法律の施行前に取得日が到来してある当該契約に基づく仮登記及び仮登録については、なお從前の例による。

2 新法第百三十三条第三項(仮登記がされた質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に関する部分に限る。)の規定は、この法律の施行後に新法第百三十条第一項に規定する債権現在額申立書の提出期限が到来する場合における新法第百二十九条第一項に規定する換価代金等の交付について適用し、この法律の施行前に当該期限が到来する場合における当該換価代金等の交付については、なお從前の例による。

(**国税通則法の一部改正**)

第六条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第一号中「開始されたとき」の下に「(仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第号)第二条第一項(所有権移転の効力の制限等)(同法第二十条(土地等の所権以外の権利を目的とする契約への準用)において準用する場合を含む。)の規定による通知がされたときを含む。)」を加える。

(**地方税法の一部改正**)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項中「すでに」を「既に」に改め、同項第一号中「開始されたとき」の下に「(仮登記担保契約に関する法律(昭和五十三年法律第号)第二条第一項(同法第二十条において準用する場合を含む。)の規定による通知がさ

四

内閣総理大臣 三木 武夫殿		会計検査院長 佐藤 三郎國	
日本放送協会昭和 50 年度財産目録等の回付について		日本放送協会昭和 50 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査を了したのでこれを回付する。	
なお、検査の結果記述すべき意見はない。			
1 昭和 50 年度財産目録			
内　　財　　産　　目　　録			
昭和 51 年 3 月 31 日現在			
固　定　資　産　　有　形　固　定　資　産			
建　　物　　建　　物			
機　　械　　機　　械			
器　具　什　器　　器　具　什　器			
地　　土　　地			
貯　藏　品			
前　払　費　用			
その他の流動資産			
未　　収　　金	未　　取　　金	未　　取　　金	未　　取　　金
差　入　保　証　金	有　価　證　券	有　価　證　券	有　価　證　券
保管　有　価　證　券	建　物　質　借　保　証　金	建　物　質　借　保　證　金	建　物　質　借　保　證　金
集　金　委　託　保　証　金	ほ　か、	ほ　か、	ほ　か、
り　有　価　證　券			
諸　立　替　払　金	諸　立　替　払　金	諸　立　替　払　金	諸　立　替　払　金
572,654	572,654	572,654	572,654
123,411,969,356	123,411,969,356	123,411,969,356	123,411,969,356
122,275,618,888	122,275,618,888	122,275,618,888	122,275,618,888
51,811,151,536	51,811,151,536	51,811,151,536	51,811,151,536
21,926,963,041	21,926,963,041	21,926,963,041	21,926,963,041
74,077,531,308	74,077,531,308	74,077,531,308	74,077,531,308
△ 22,266,379,772	△ 22,266,379,772	△ 22,266,379,772	△ 22,266,379,772
38,184,153,426	38,184,153,426	38,184,153,426	38,184,153,426
△ 16,257,100,385	△ 16,257,100,385	△ 16,257,100,385	△ 16,257,100,385
32,335,540,846	32,335,540,846	32,335,540,846	32,335,540,846
127,548,777,400	127,548,777,400	127,548,777,400	127,548,777,400
△ 95,213,226,554	△ 95,213,226,554	△ 95,213,226,554	△ 95,213,226,554
346,309,250	346,309,250	346,309,250	346,309,250
936,434,364	936,434,364	936,434,364	936,434,364
△ 590,125,114	△ 590,125,114	△ 590,125,114	△ 590,125,114
15,143,182,574	15,143,182,574	15,143,182,574	15,143,182,574

建設仮勘定		未完成施設	
無形固定資産		施設利用権ほか、	
無形固定資産		放送債券償還積立資産	
特定期前払費用		放送債券償還積立金	
繰延勘定		放送債券償還資料未経過分ほか	
放送債券発行差金		放送債券発行差金未償却額	
資産合計		1,288,000,000	
(負債の部)		1,288,000,000	
流动負債		1,288,000,000	
未払金		1,288,000,000	
受信料前受金		1,288,000,000	
その他の流动負債		1,288,000,000	
前預り有価証券		1,288,000,000	
源泉徴収所得税ほか		1,288,000,000	
固定負債		1,288,000,000	
放送債券金		1,288,000,000	
長期借入金		1,288,000,000	
退職手当引当金		1,288,000,000	
負債合計		1,288,000,000	

2 昭和50年度貸借対照表		貸借対照表	
		昭和51年3月31日現在	
(資産の部)	(金額)	(資産の部)	(金額)
流动資産		流动資産	
現金預金	6,800,283,654	現金預金	6,800,283,654
受信料未収金	4,359,280,418	受信料未収金	4,359,280,418
未収受信料次損引当金	△ 2,500,000	未収受信料次損引当金	△ 2,500,000
有価証券	9,217,510,350	有価証券	9,217,510,350
貯蔵品	111,601,740	貯蔵品	111,601,740
前払費用	2,640,590,593	前払費用	2,640,590,593
その他の流动資産	1,574,526,463	その他の流动資産	1,574,526,463
流动資産合計	22,203,802,318	流动資産合計	22,203,802,318
固定資産		固定資産	
有形固定資産		有形固定資産	
建物減価償却引当金	74,077,531,308	建物減価償却引当金	74,077,531,308
機械器具	51,811,151,536	機械器具	51,811,151,536
機械物減価償却引当金	△ 22,266,379,772	機械物減価償却引当金	△ 22,266,379,772
機械	38,184,153,426	機械	38,184,153,426
機械減価償却引当金	△ 16,257,190,385	機械減価償却引当金	△ 16,257,190,385
器具	21,926,963,041	器具	21,926,963,041
器具什器	127,548,777,400	器具什器	127,548,777,400
器具什器減価償却引当金	△ 95,213,238,554	器具什器減価償却引当金	△ 95,213,238,554
土地	32,335,540,846	土地	32,335,540,846
建設仮勘定	346,309,250	建設仮勘定	346,309,250
無形固定資産	712,466,721	無形固定資産	712,466,721
無形固定資産	1,186,355,388	無形固定資産	1,186,355,388

(外) 号

固 定 資 産 合 計	123,411,969,356
特 定 資 産	1,298,000,000
線 延 勘 定	
長 期 前 払 費 用	31,544,589
放 送 債 券 発 行 差 金	183,570,636
線 延 勘 定 合 計	215,115,225
資 產 合 計	<u>147,128,886,899</u>
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	
未 払 金	1,903,593,491
受 信 料 前 受 金	15,290,693,824
そ の 他 の 流 動 負 債	431,975,542
流 動 負 債 合 計	<u>17,626,262,857</u>
固 定 負 債	
放 送 債 券	12,980,000,000
長 期 借 入 金	37,781,000,000
退 職 手 当 引 当 金	4,750,000,000
固 定 負 債 合 計	<u>55,511,000,000</u>
負 債 合 計	<u>73,137,262,857</u>
(資 本 の 部)	
資 本 本 金	75,000,000,000
資 本 立 金	17,887,279,642
当 期 事 業 収 支 差 金	△ 18,905,655,600
資 本 合 計	<u>73,391,624,042</u>
負 債 資 本 合 計	<u>147,128,886,899</u>

3 昭和50年度損益計算書

損 益 計 算 書

昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで

科 目	金 額
經 常 事 業 受 入 料	131,373,952,548
經 常 事 業 支 出	
給 国 内 放 送 支 出	128,370,501,630
交 付 金 収 入	352,016,800
雜 取 収	2,651,434,118
經 常 事 業 支 出	<u>149,343,780,401</u>
經 常 事 業 受 入 料	
與 費 費 用	
研 究 調 査 支 出	58,207,414,727
業 員 支 出	35,833,008,550
國 際 放 送 支 出	865,188,870
經 常 事 業 支 出	<u>18,773,933,245</u>
經 常 事 業 支 出	
理 論 研 究 支 出	1,803,153,877
減 値 取 収	17,237,138,737
財 務 支 出	12,964,635,997
經 常 事 業 支 出	<u>3,659,306,398</u>
經 常 事 業 支 出	<u>△ 17,969,827,893</u>
特 別 収 入	
固 定 資 產 廉 却 益	561,274,165
固 定 資 產 受 贈 益	10,556,176
過 年 度 損 益 修 正 益	21,104,913
特 別 支 出	<u>1,528,763,001</u>
收 固 定 資 產 廉 却 損	426,540,381
支 固 定 資 產 廉 却 損	81,852,775
過 年 度 損 益 修 正 損	1,020,369,845
當 期 事 業 収 支 差 金	<u>△ 18,905,655,600</u>

4 昭和50年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

上卷

日本放送協会は、昭和50年度において、前年度以来の社会経済情勢の激しい変動等による極めてきびしくかつ困難な財政状況のもとにあつたが、その事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に

推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及とすぐれた放送の実施に努めるとともに、権力受信契約者の増加と事業運営の合理化、効率化を図り、放送を通じて国民生活の充実向上に資するよう努

第三章
政治

THE HISTORICAL JOURNAL OF THE AMERICAN REVOLUTION

千円、当期事業収支差金△189億5655万5千円である。

次に、当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入1,313億7,395万3千円に対し、

ある。

これらに特別収入 5億9,293万5千円を加え、特別支出 16億2,876万3千円を差し引いた当期事業収支差益は合189億566万5千円である。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末に於ける資産、負債の状況及び当年度内でのその増減並びに当年度に於ける損益の状況は、次のとおりである。

(1) 財産目録及び貸借対照表

し、1,471 億 2,888 万 6 千円となり、その内容は次表のとおりである。

昭和49年度未 昭和50年度未

増減	構成比率(%)	額額	金金	増減	構成比率(%)	額額	金金
△	(%)			△	(%)		

流動資產	29,387,111	19.0	22,203,802	15.1	△ 7,183,309
------	------------	------	------------	------	-------------

固 定 資 產	124,029,788	80.3	123,411,969	83.9	△	617,819
---------	-------------	------	-------------	------	---	---------

將	標
定	實
基	座
勘	定
113.916	113.916
0.1	0.1
915.115	915.115
0.3	0.3
101.180	101.180
412.000	412.000
880,000	880,000

合計	154,416,815	100.0	147,128,888	100.0	△ 7,287,929
----	-------------	-------	-------------	-------	-------------

ANSWER

昭和五十三年六月十三日 衆議院会議録第三十六号 日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び同報告書

(4) 流動資產

当年度末の流動資産は、前年度末の293億8,711万1千円に比べ71億8,330万9千円減少し、222億380万2千円となり、その内容は次表のとおりである。

(東立一千円)

区分	分	昭和49年度末	昭和50年度末	増減
現金預金		12,019,728	6,800,284	△ 5,219,444
受信料未収金		1,860,774	1,859,281	△ 1,493
価値証券		11,499,340	9,217,510	△ 2,281,830
貯蔵品用前払費		122,934	111,601	△ 11,333
その他流動資産		2,350,388	2,640,600	290,242
合計		1,533,977	1,574,525	40,549
		29,387,111	22,203,802	△ 7,183,309

卷之三

区 分	金額	摘要	要
現 預	42,783 6,757,501		
合 計	6,800,284		

注2 増資料収金(単位：円)

区分	金額	摘要	要
受信料未収金	4,359,281	当年度末の受信料未収額	
未収受信料欠損引当金	△ 2,500,000	翌年度における取納不能見越額	
合計	1,859,281		

注3 有価証券				(単位 千円)	
区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表上額	摘要
金	融	4,904,000	4,865,152	4,865,152	興業債券ほか
政	府	保	2,373,000	2,356,597	鉄道債券ほか
電	信	電	1,355,715	1,352,761	電力債券
事	業	債	500,000	493,750	電力債券
合	計	9,282,715	9,217,510	9,217,510	

注4 貯蔵品				(単位 千円)	
区	分	金額	備	要	
フ	イ	ル	ム	93,026	
放	送	記	念	17,736	
被	被			839	
合	計	111,561			

注5 前払費用				(単位 千円)	
区	分	金額	備	要	
長	期	借	入	金	
翌	年	度	利	利	利息
年	度	番	組	費	費
度	受	信	料	取	納
そ	の	他	の	前	払
合	計	2,640,600			

注6 その他の流動資産				(単位 千円)	
区	分	金額	備	要	
未	差	取	金	835,153	有価証券利息ほか
入	入	保	金	738,780	建物賃借保証金ほか
保	管	保	金	20	集金委託保証預り有価証券
板	板	払	金	573	諸立替払金
合	計	1,574,526			

(4) 固定資産

注6 その他の流動資産				(単位 千円)	
区	分	前年度末残高	当年度増加額	当年度減少額	当年度末残高
有	形	固	定	資	産
建	構	築	物	物	機
機	器	具	什	器	械
土	建	設	板	勘	定
無	形	固	定	資	産
合	計	248,194,770	13,988,253	4,680,477,256,602,546	134,227,514

注1 当年度増加額のうち、建設計画の実施に伴う増加は、129億708万円であり、これは総合、教育両テレビジョン局の建設、放送設備の整備等を実施したためである。

注2 当年度末の建設板勘定は、テレビジョン局建設計工事等未完成のものである。

(ア) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債権償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

イ 負債の部
当年度末の負債総額は、前年度末の 615 億 1,953 万 6 千円に比べ 116 億 1,772 万 6 千円増加し、
731 億 3,726 万 2 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末	昭 和 50 年 度	
		増	減
		年 度 末	年 度 末
長 期 前 払 費 用	31,420	31,544	124
放 送 債 券 発 行 差 金	82,496	183,571	101,075
合 計	113,916	215,115	101,199

イ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の 164 億 2,853 万 6 千円に比べ 11 億 9,772 万 6 千円増加し、
176 億 2,626 万 2 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末	昭和50年度末	増 減
流 動 負 債	16,428,536	26,7 17,826,262	241 1,197,726
固 定 負 債	45,091,000	73,3 55,511,000	75,9 10,420,000
合 計	61,519,536	100,0 73,137,262	100,0 11,617,726

イ 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の 164 億 2,853 万 6 千円に比べ 11 億 9,772 万 6 千円増加し、
176 億 2,626 万 2 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(二) 繰延勘定
翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の 1 億 1,391 万 6 千円に比べ、1 億 119 万
9 千円増加し、2 億 1,511 万 5 千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和49年度末	昭和50年度末	増 減
未 払 金	1,774,893	1,903,593	128,700
受 信 料 前 受 金	14,292,513	15,290,694	1,098,181
そ の 他 の 流 動 負 債	421,130	431,975	10,845
合 計	16,428,536	17,626,262	1,197,726

注1 未 払 金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
放 送 債 券 利 息	101,127	
回 線 専 用 料 ほ か 諸 経 費	1,347,738	
そ の 他	454,723	機器購入代金ほか
合 計	1,903,593	

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
受 信 料 前 受 金	15,290,694	翌年度分受信料の収納額

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区 分	金 額	構成比率 (%)	金 額	構成比率 (%)	増 減
流 動 負 債	16,428,536	26.7	17,826,262	24.1	1,197,726
固 定 負 債	45,091,000	73.3	55,511,000	75.9	10,420,000
合 計	61,519,536	100.0	73,137,262	100.0	11,617,726

(三) 受取料金等

(単位 千円)

区 分	金 額	摘 要
前 受 収 益	9,386	部外技術協力料
預り有価証券	69,947	集金委託保証金
仮 金	20	集金委託保証有価証券
合 計	352,622	源泉徴収所得税ほか

カ ラ 契 約	年 度	初 頭	加 年 度	18,290	20,462
	年 度	初 頭	加 年 度	2,172	1,656
	年 度	初 頭	加 年 度	20,462	22,118
契 約 総 数	年 度	初 頭	加 年 度	24,554	25,273
	年 度	初 頭	加 年 度	719	688
	年 度	初 頭	加 年 度	25,273	25,961

注2 交付金収入

(単位 千円)

区	分	昭和 49 年度	昭和 50 年度	増 減
国際放送関係政府交付金		245,274	342,344	97,070
選舉放送関係交付金		47,769	9,678	△ 38,086
合 計		293,033	352,017	58,984

注3 雑 収 入

(単位 千円)

区	分	昭和 49 年度	昭和 50 年度	増 減
受 入 利 息		1,776,574	1,408,700	△ 367,874
雜 金		1,241,973	1,242,734	761
合 計		3,018,547	2,651,434	△ 367,113

(4) 経常事業支出

昭和 50 年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	昭和 49 年度	昭和 50 年度	増 減
給 国 内 放 送	与 費	49,776,443	58,207,415	8,430,972
國 際 放 送	費	31,073,430	35,833,008	4,769,578
業 研 究	費	810,677	865,189	54,512
調 管 減 費	費	14,732,384	18,773,938	4,041,539
査 理 費	費	1,711,165	1,803,154	91,989
備 備 費	費	14,305,935	17,237,139	2,932,104
減 費	費	13,933,770	12,964,636	△ 969,134
財 務	費	3,490,868	3,659,306	168,438
合 計		129,833,782	149,343,780	19,509,998

注1 給 与

(単位 千円)

区	分	昭和 49 年度	昭和 50 年度	増 減
給 料	手 当	49,089,994	57,638,397	8,548,403
勞 務	費	686,449	569,018	△ 117,431
合 計		49,776,443	58,207,415	8,430,972

注2 国内放送費

(単位 千円)

区	分	昭和 49 年度	昭和 50 年度	増 減
番	組	19,688,350	23,206,474	3,517,624
技術	運 用	7,042,977	8,119,573	1,076,596
通 信	施 設	4,341,603	4,506,961	165,358
合 計	計	31,073,430	35,833,008	4,769,578

注3 営業費 (単位 千円)

区分	分	昭和49年度	昭和50年度	増減
広報・受信改善費		1,074,785	1,472,680	397,895
契約収納費		11,857,609	14,801,253	2,943,644
未収受信料欠損償却費		1,800,000	2,500,000	700,000
合計		14,732,384	18,773,933	4,041,539

注4 管理費 (単位 千円)

区分	分	昭和49年度	昭和50年度	増減
一般管理費		1,468,844	1,380,197	△ 88,647
施設管理費		2,434,284	2,525,347	91,113
厚生保健費		6,437,243	7,982,534	1,444,291
退職手当その他		3,904,714	5,349,061	1,444,347
合計		14,305,036	17,237,139	2,932,104

注5 減価償却費 (単位 千円)

区分	分	取得価額	当年度償却額	償却額累計	現在価額
有形固定資産		256,602,546	12,877,087	134,326,932	122,275,614
建物		74,077,531	1,241,596	22,266,380	51,811,151
構築物		38,184,154	1,744,721	16,257,190	21,926,964
機器		127,548,778	9,851,798	95,213,287	32,335,541
器具		936,434	38,972	590,125	346,309
工具		15,143,182	—	—	15,143,182
建設仮勘定		712,467	—	712,467	—
無形固定資産		1,554,125	87,549	417,770	1,136,355
合計		268,186,671	12,964,636	134,744,702	123,411,969

(ア) 特別収入
固定資産売却益等の特別収入は5億9,293万5千円であり、固定資産売却損等の特別支出は15億2,876万3千円であり、その内容は次のとおりである。

区分	分	金額	摘要	要
固定資産売却益		561,275		
固定資産受贈益		10,556		
過年度損益修正益		21,104	固定資産の造成による評価益	
合計		592,935		

(単位 千円)

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要	要
固定資産売却損		426,540		
固定資産除却損		81,863		
過年度損益修正損		1,020,370	昭和49年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損	
合計		1,528,763		

(単位 千円)

ウ 当期事業収支差金
経常事業収支差金△179億6,982万7千円に特別収入5億9,293万5千円を加え、特別支出15億2,876万3千円を差し引いた当期事業収支差金は△180億565万5千円である。

3 収入支出の決算の状況
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

注6 財務費 (単位 千円)

別表
(事業収支)

収 入 支 出 決 算 表

昭和50年度

款	項	予 算 総 額				決 算 額	予 算 残 額
		当 初 領	第 4 条 流 用	予 算 総 額 に 基 づ く 増 減 額 (2)	合 (1)+(2) (3)		
事 業 収 入	受 交 雜 特	131,329,680,000	0	0	0	131,329,680,000	131,966,887,802
	付 信 料	127,973,431,000	0	0	0	127,973,431,000	128,370,501,630
	金 取 入	350,114,000	0	0	0	350,114,000	352,016,800
事 業 支 出	給 国 営 調 管 減 財 特	2,511,155,000	0	0	0	2,511,155,000	2,651,434,118
	別 収 入	494,980,000	0	0	0	494,980,000	592,935,254
	与 費 費 費 費	152,908,680,000	0	0	0	152,908,680,000	150,872,543,402
内 國 研 究	放 送 送 研 究	37,321,602,000	△ 1,160,000,000	100,059,000	△ 1,059,941,000	58,378,294,000	58,207,414,727
國 際 研 究	研 究	947,135,000	0	0	0	947,135,000	36,261,661,000
國 際 研 究	研 究	18,513,218,000	0	357,126,000	357,126,000	18,870,344,000	18,775,933,245
國 際 研 究	研 究	1,843,815,000	0	0	0	1,843,815,000	1,833,153,877
國 際 研 究	研 究	17,247,906,000	0	15,483,000	15,483,000	17,268,389,000	17,287,188,737
國 際 研 究	研 究	12,990,000,000	0	0	0	12,990,000,000	12,964,635,997
國 際 研 究	研 究	4,627,260,000	0	0	0	4,627,260,000	3,653,305,398
國 際 研 究	研 究	369,450,000	1,160,000,000	0	1,160,000,000	1,529,450,000	987,953,602
國 際 研 究	研 究	1,160,000,000	0	0	0	1,529,450,000	1,528,763,001
國 際 研 究	研 究	0	△ 902,668,000	△ 902,668,000	0	197,392,000	686,999
事業収支差金	(資 本 収 支)	△ 21,579,000,000	0	0	0	△ 21,579,000,000	△ 18,905,655,600
事業収支差金	(資 本 収 支)	△ 21,579,000,000	0	0	0	△ 21,579,000,000	△ 2,673,344,400
資 本 収 入	減 値 債 却 引 当 金	37,557,000,000	0	37,557,000,000	35,060,706,423	0	2,696,293,577
資 本 収 入	減 値 債 却 引 当 金	12,000,000,000	0	12,000,000,000	12,964,635,997	0	25,364,003

(号) 報外

前 期 繰 越 金 受 入 れ	8,700,000,000	0	8,700,000,000	0	0	0	0
資 産 受 入 れ	381,000,000	0	381,000,000	510,070,426	△	129,070,426	0
放送債券償還積立資産もどし入れ	886,000,000	0	886,000,000	886,000,000	0	0	0
放 送 債 債 券	6,000,000,000	0	6,000,000,000	6,000,000,000	0	0	0
長 期 借 入 金	8,800,000,000	0	8,800,000,000	6,000,000,000	0	0	0
資 本 支 出	16,178,000,000	0	16,178,000,000	16,085,079,530	0	0	0
建 設 費	13,000,000,000	0	13,000,000,000	12,907,079,530	0	0	92,920,470
放送債券償還積立資産繰入れ	1,288,000,000	0	1,288,000,000	1,288,000,000	0	0	0
放 送 債 債 券 債 運 金	1,880,000,000	0	1,880,000,000	1,880,000,000	0	0	0

前期繰越金 8,706,415,343円 (このうち、債務返還の一部繰越額 8,700,000,000円)

債務返還繰額の事業支出への充当 △8,700,000,000円

当年度収支差金発生額 69,971,293円 (事業収支差金△ 18,905,655,600円、資本収支差金 18,975,626,893円)

後 期 繰 越 金 76,386,636円

日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借

対照表及び損益計算書に関する報告書

1 本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和五十年度決算書類において、これに関する説明書とともに、放送法第四十条第三項の規定に基いて、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果記述すべき意見はないとの会計検査院の検査結果が添付されてい

る。

1 資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和五

十一月三十日現在における資産総額は

一、四七一億一八八万六八九九円、負

債総額は七三一億二二万八八五七円、

資本総額は七三九億九一六一万四〇四一円

である。これと前年度と比較すると、

資産総額において七一億八、七九二万八、七

五二円の減、負債総額において一六億一、

七七二万六、八四八円の増、また資本総額に

おいて一八九億五六五万五、六〇〇円の減となつてゐる。

2 損益

損益計算書によれば、昭和五十年度中の經

常事業収入は一、三三三萬七、三九五万一、

五四八円、これに対し経常事業支出は一、四

九三億四、三七八万四〇一円であり、その結

果、経常事業収支は一七九億六、九八二万七、

八五三円の欠損となるが、特別収入五

億九、一九三万五、一五四円及び特別支出一

五億一、八七六万八〇一円を含む事業取

えやは一八九億五六五万五、六〇〇円の欠損

となりてゐる。

11 議決の内容

本件については、異議がないと議決すべからずのと決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年六月八日

衆議院議長 保利 茂殿

出席議員 松本 七郎

議事日程 第三十五号

昭和五十二年六月九日(金曜日)

正午開議

第一 國立學校設置法及び國立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提

出 參議院回七)

- 第一 オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案（内閣提出）

第三 民事執行法案（内閣提出）

第四 仮登記担保契約に関する法律案（内閣提出）

第五 司法書士法の一部を改正する法律案（内閣提出）

第六 日本放送協会昭和五十年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

衆議院会議録第三十五号中正誤

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可日

昭和五十三年六月十三日 衆議院会議録第三十六号

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四一 (大作) 07

一一一六